

## 救護法の成立と施行をめぐる経緯 (上)

——未公開の社会局の救護法関係内部資料を通して——

### Details on the Process of Enactment and Enforcement of Poor Relief Law

寺 脇 隆 夫\*  
Takao Terawaki

#### 目 次

はじめに

#### 第1章 施行時期未定の救護法案の提案と成立

- (1) 施行時期未定のまま提案された救護法案
  - (2) 不十分さ目立つ提案準備——『救護法参考資料』(綴)に見る
- 注(第1章)

#### 第2章 五年度施行をめざす取組みとその挫折

- (1) 救護法の五年度施行をめざして
  - (2) 政権交替と五年度施行のなし崩しの断念
- 注(第2章)

- 資料 1. 『救護法参考資料』(綴)の目次と綴中の各資料の題名・資料形態
2. 「救護法制定の根本的思想」「救護法案要旨」「救護法案提出理由」
  3. 「救護法仮想的質疑応答」抄
  4. 要救護者数調査結果(昭4.7)抄
  5. 「救護法に関する件」(昭4.7頃)
  6. [昭和五年度救護法施行準備関係資料](綴)の目次と各資料の題名・資料形態、救護法施行経費予算、予算参考書の目次
  7. 救護法施行に要する昭和五年度所要経

費(昭5.10.1施行案)

8. 「社会政策審議会ニ諮問スベキ事項案」同諮問事項ニ対スル附属資料」(昭4.7)

〈以上本号、以下次号〉

#### 第3章 六年度施行案への後退と施行予算の縮小——給付水準の引下げ

- (1) 六年度施行案への後退
  - (2) 給付水準の引下げによる施行予算案の決定
- 注(第3章)

#### 第4章 7年1月の施行へ向けての具体的準備

- (1) 救護法施行準備と要救護者数調査の実施
  - (2) 救護法施行令と施行規則の公布
- 注(第4章)

おわりに

- 資料 9. 救護法施行に要する昭和六年度所要経費(昭7.1施行案a)
10. 救護法施行に要する昭和六年度所要経費(昭7.1施行案b)
  11. 『昭和六年度救護費予算参考書』(綴)の目次と救護法施行予算説明(昭6.2頃)
  12. 「救護法施行準備」(昭6.4.6)

\* 教授

## はじめに

昭和4(1929)年4月の「救護法」の公布と7年1月のその施行までを含む救護法の成立・実施過程については、解明されていない部分が数多ある。筆者の関心は、それらの解明を通じて、戦前昭和期社会事業に大きな地位を占めた救護法の成立・実施過程の全体像を再構成することにある。そのための資料の発掘・紹介と解明に意を注いできた\*1。

本稿では、昭和4年春およびさらに6年春にいたるまで、数度にわたって問題となった「法の施行」問題に視点をあてて見たい。というのも、周知のように救護法は公布されたからといって、間もなく施行されたわけではなく、その間に2年9ヶ月もの時間が経過している。そのため、法の公布だけではなく、施行の決定がなされて、はじめて「事実上の」法の成立といえるからである。

但し、そのことは4年4月の公布以降の施行の決定過程だけを見ることで済むものではない。むしろ、そうした「法の施行」問題をもたらした元凶ともいうべき、救護法立案過程の最終段階たる政府案の決定までの経緯を見ることが合わせて必要となる。

なぜなら、政府案の決定段階で、法の施行期日は(4年10月施行案が変更されて期日が明定されないまま)勅令に委ねられた。その結果、施行時期未確定のまま、法案は議会に提出され、そのまま成立してしまったからである。

したがって、本稿ではまず、社会局が3年10月に作成した救護法案が、4年3月に政府案として議会への提出が決定するまでの半年間と、法が公布されて以後、その施行と施行予算をめぐって、6年春までの二ケ年にわたる施行決定までの経緯を明らかにしたい。

なお、議会での救護法の審議段階では、政府案は無修正で可決・成立している。その内容や経過については、先行研究\*2でほぼ明らかにされているし、関係の議会資料も公開されていて見ること

が可能である。

また、法の公布から施行決定の経過については、柴田敬次郎の『救護法実施促進運動史』(昭15.5)があり、関係資料も豊富に掲載されている。この柴田の著作はこの間の「施行問題」にも当然触れてはいるが、いわゆる方面委員の運動の側面からまとめたという点で限界がある。

それゆえ、本稿では議会での審議内容や柴田が取上げた方面委員の運動については、原則としてできるだけ省略し、むしろそれらがほとんど取上げず、解明していない政策実施主体(社会局)の側面と問題に焦点を当てたい。その際、社会局が作成し、その後埋もれていた未公開の関係資料\*4を可能な限り紹介し、それに依拠する形で、この間の推移と問題を解明してみたい。

\*1 関係する拙稿としては、「昭和3～4年段階の救護法立案過程の史料」(『社会事業史研究』23号、1995.10)、および「昭和初頭における救貧立法制定方針の確定と児童扶助法案の帰趨」(『長野大学紀要』17巻4号、1996.3、18巻2号、1996.9)、「小島幸治文書〈救貧法関係書類〉(綴)と5点の新救貧立法構想文書」(『社会福祉学』37巻1号、1996.6)などがある。

\*2 鷲谷善教「昭和恐慌期における救貧制度」(日社大救貧制度研究会編『日本の救貧制度』1960.4所収)、吉田久一「救護法の成立と方面委員制度」(『社会事業の諸問題』16集、1969.12)、小川政亮「昭和恐慌下の社会事業・社会保険立法」(『社会事業の諸問題』23集、1976.3)など。

\*3 本稿の主要部分については、日本社会福祉学会第44回大会(1996.10.12)での研究発表「実施延期が見込まれていた救護法案——法案確定段階の動向と『救護法案参考資料』(綴)を通して」および同第45回大会(1997.10.26)での研究発表「救護法の公布から施行までの経緯——昭和4年春から二年間の社会局の施行準備の側から」において、それぞれ取上げたものを再構成したものである。

\*4 これらの未公開資料のうち、『救護法案参考資料』(綴)については、すでに十数年前のことになるが、吉田久一氏から氏が所蔵されていた原本を御教示・貸与していただき、複写させていただいたものである。そのことを記して、改めて謝意を表したい。

## 第1章 施行時期未定の救護法案の提案と成立

### (1) 施行時期未定のまま提案された救護法案

救護法案は、第五十六回通常議会の会期（昭3.12.26～4.3.25）もあとわずかとなった3月14日に、ようやく議会に提出された。このように、救護法案の議会への提出が遅れたのは、政府内での法案の最終的な確定がなかなか出来なかったためである。

すなわち、昭和3（1928）年10月中旬に、救護法案の社会局案が決定され、それをもって関係省庁との折衝が行なわれたが、主に大蔵省との間で財源負担問題がネックとなって、通常議会の開会時どころか、翌昭和4年に入ってから法案提出の了解は得られなかったようである。会期末が迫る中で、「（社会局は）今議会に提出を断念」といった状況りさえ伝えられていた。

しかし、法案の議会提出をうたった政実協定もあって、それによって立つ政友会内閣としては法

別表1 救護法案の提出・成立までの報道記事に見られる救護経費・負担額の変化

記事名・刊行年月	報道記事中の関係部分	経費と負担額
「救護法案——来議会に提出の予定」 第16巻11号 （昭3.11）	「……十月十八日の会議に於いて審議を了り法草案の完成を見るに至り……」 「……救貧費総額一千二百七十六万円を追加予算として大蔵省に内示しその諒解を求め……」 「……救護機関としては市町村にその義務を負はしめ、費用の三分の二は国庫から補助する……」	万円 救護経費総額 1276 負担区分・率 国庫 2/3 851 市町村1/3 425
「救護法の運命」 第17巻3号 （昭4.3）	「……一ヶ年の総経費千二百万円を計上し其内三分の一、四百万円を市町村で負担し、三分の二、八百万円は国庫より補助せんとする大法案であったから最初大蔵省は容易に内務省案に同意せず行悩の状態に在った……」 「……中頃両者の首脳部の打衝の結果、同案の内容を根本的に樹て直し国庫の補助市町村の負担、道府県の補助の三分にしてその一部別ち四百万円宛の支出として市町村に補助せしめんとするなどの案が出て……妥協案で解決を告ぐる迄に進行し……」 「……最後に至って、大蔵省が一般的財源枯渇の際恒久的に国庫から総額の三分の二たる約八百万円の支出は到底不可能であると主張したため、内務省としても地方財政の窮迫の際救護主体たる市町村は勿論道府県に対し此上負担金を過重ならしむることは実行困難であるとして同省の樹てた財源計画も根本的に変更を余儀なくさるゝのジレンマに陥ったので、折角生まれかゝった該法案は今議会に提出を断念するに至った……」	万円 救護経費総額 1200 負担区分・率 国庫 1/3 400 道府県1/3 400 市町村1/3 400  ? 国庫 2/3 800
「救護法案通過」 第17巻4号 （昭4.4）	「……救護経費支出の点から停頓を来たし中途の雲行では今期議会には提出頗る疑問と見られて居たところ、予算費用は年額八百万円で其半額を国家〔庫〕、残額を地方市町村の負担とすることゝなり……」 「……議会閉期切迫の間際乃ち三月十六日に至り愈々衆議院へ提出され委員付託となり更に同十八日を以て委員長の報告通り反対党議員の賛成をも得て可決され、越えて同二十四日貴族院を一瀉千里的に通過し爰に多年懸案となって居た該法の施行は近き将来に実現せんとするに至った……」 「……救護に要する経費は年額八百万円の予定で国庫より四百万円の補助、道府県並に市町村の負担各二百万円である……」	万円 救護経費総額 800 負担区分・率 国庫 1/2 400 道府県1/4 200 市町村1/4 200

注) いずれも、『社会事業研究』誌の「社会事業彙報」欄に掲載された記事の抜粋である。なお、右側の「経費と負担額」の欄は、左側の記事中の該当数値を筆者（寺脇）が再掲したもの。

案提出を見送ることは窮地に迫込まれかねなかった。そうした政治方面からの圧力もあったのであろう。結局、2月末ないし3月の初めにたって、辛うじて法案提出のための妥協と言うか方途を得て、最終案が確定、議会への提案が決定したのである。

この間の経過や、とりわけ最終的な妥協なり方途の内容は、別表1に示した社会事業雑誌の報道記事によって、ある程度は窺うことが出来る。しかし、これらの記事は社会局関係者からの伝聞に基づくものであろうし、記事自体に矛盾もあって若干の疑問も残る<sup>2)</sup>。

したがって、これらの記事を裏付けるような客観的な文書資料と対比することが重要である。その点で、この間に作成された救護法案における変化を示す別表2と対照させて、吟味して見よう。そのことは、前年10月にまとめられた救護法案(いわゆる社会局案=③案)<sup>3)</sup>が、2月から3月にかけて修正された④案<sup>3)</sup>および⑤案(議会への提出案および成立法と同じ)へ、どの点がどのように変化したかを検討することである。

すなわち、別表2のうち、まず④案で変更され、それがそのまま最終案(⑤案)になったものを見てみよう。それは、i 大臣の市町村への委員設置命令権の削除、ii 救護費用の償還命令の新設、iii 処分不服者への訴願権の削除、iv 施行期日の明示(昭4.10)を削除し勅令への委任、v 廃止法令への「三子出産ノ貧困者へ養育料給与方」の追加、vi 経過措置規定(現行法令の被救護者の取扱い)の削除、の6点である。

また、最終案(⑤案)で変更されたものは、i 救護対象の幼者の年齢引下げ、ii 大臣の市町村への救護施設設置命令権の削除、iii 国庫補助率の定率補助方式の「二分の一以内」補助方式(限度内補助)への切替え、iv 廃止法令から「開拓使管内窮民賑恤規則」の削除、の4点である。

これらの変更点はそれぞれに重要な点だが、法の施行という問題でとりわけ重要なのは、附則の施行期日(昭4.10)が勅令に委ねられて曖昧になったことである。その結果、議会には予算を伴わぬ法律案という形で提案することに、大きく変わってしまったことを意味した。つまり、法案だけは可決・成立しても、施行は当面白紙で、施

行予算は組まないまま、実行上の問題は先送りにするというものであった。

また、法案には現われていないが、救護法施行の際の予算規模が、当初の1200万円強の規模から、その三分の二の800万円規模に圧縮された<sup>4)</sup>ことも注目しておかなければならない。しかも、最終段階の⑤案に見られる国庫補助の方式は、(表面的には勅令に委ねているとはいえ)補充費途扱い<sup>5)</sup>を予定しており、その補助率も「二分の一以内」と定率ではなくなったことで、救護費の膨張に歯止めが掛けられている。

そのような問題を先送りする政治決着とも言える形で、会期末が迫る中で、主に大蔵省との妥協案(そのほか内務省関係の地方行政との調整も重要)がまとまったのである。その結果、3月6日には内務大臣名で、政府提出案として閣議決定するための閣議請議の手続きがなされ、閣議で決定のうえ、法案は急遽、議会に提出されたのである。

その結果、社会局は昭和4年度中の施行は断念し、法案をまずは議会で成立させることが目標となった。その上で改めて仕切り直しをして、翌5年度からの施行に希望をつなぐという方向で調整がなされたのであろう。

すでに指摘したように、妥協案によって、施行期日は未確定となり、予定していた法案内容の面でも後退し、また予算規模も1200万円から800万円に圧縮されていた。しかも、施行予算を伴わぬ法律案として提出するわけだから、甚だ迫力のない提案の仕方になったのが実情であろう。会期末まであとわずかということもあり、社会局関係者にしても、法案は審議未了のままに終わり、可決・成立するとまでは思わなかった<sup>6)</sup>のが大勢だったのではなからうか。

## (2) 不十分さ目立つ提案準備——『救護法参考資料』(綴)に見る

以上見てきたように、会期末を控えた議会への提出が急遽決まったわけで、法案提出準備を十分に余裕はそれほどなかっただろうし、この間の経緯を経た中では、法案提出の意気込みもいささか失なわれていたのではないかと思われる。

別表2 救護法案(社会局原案、その修正案、閣議請議案)における主要な差異(実質的な差異に限定)

	救護法案(社会局案) ③案(昭3.10)	救護法案(局案の修正案) ④案(昭4.2頃)	救護法案(閣議請議・議会提出案) ⑤案(昭4.3)
救護対象中の 幼者の規定	第一条〔一項中の二号〕 二 十四歳以下ノ幼者(尋 常小学校ノ教科ヲ終了シ タル者ヲ除ク)	第一条〔一項中の二号〕 〔同左〕	第一条〔一項中の二号〕 二 十三歳以下ノ幼者
主務大臣の 委員設置命 令	第四条〔二項〕 主務大臣必要アリト認ム ルトキハ市町村ニ対シ前項 委員ノ設置ヲ命ズルコトヲ 得	<該当条項なし> (削除) * ③案の五条(委員の性格) を新四条二項とする	〔同左〕
救護施設設 置命令	第九条 主務大臣ハ勅令ノ定 ムル所ニ依リ市町村ヲ指定 シ救護施設ノ設置ヲ命ズル コトヲ得	第八条 〔条文は、同左〕	<該当条項なし> (削除)
救護費等へ の国庫(道 府県)の補 助	第二十七条 国庫ハ勅令ノ定 ムル所ニ依リ〔中略・救護 費用にかかわる〕市町村及 道府県ノ負担シタル費用ニ 対シ其ノ三分ノ二ヲ補助ス 国庫ハ勅令ノ定ムル所ニ 依リ〔中略・道府県、市町 村の設置した〕救護施設の 費用ニ対シ其ノ三分ノ二ヲ 補助ス 〔中略〕私人ノ設置シタル 救護施設ノ設備ニ要スル 費用ニ対シ亦同ジ	第二十六条 国庫ハ勅令ノ定 ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ対 シ其ノ三分ノ一ヲ補助ス 一〜三〔救護費・設置費等 略〕 道府県ハ勅令ノ定ムル所 ニ依リ左ノ諸費ニ対シ其ノ 三分ノ一ヲ補助スベシ 一〜三〔救護費・設置費等 略〕	第二十五条 国庫ハ勅令ノ定 ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ対 シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助 ス 一〜三〔救護費・設置費等 略〕 道府県ハ勅令ノ定ムル所 ニ依リ左ノ諸費ニ対シ其ノ 四分ノ一ヲ補助スベシ 一〜三〔救護費・設置費等 略〕
救護費用の 償還命令	<該当条項なし>	第二十八条 救護ヲ受ケタル 者救護ニ要シタル費用ノ弁 償ヲ為スノ資力アルニ至リ タルトキハ救護ノ費用ヲ負 担シタル市町村又ハ道府県 ハ救護ヲ廃止シタル日ヨリ 五年以内ニ其ノ費用ノ全部 又ハ一部ノ償還ヲ命ズルコ トヲ得	第二十七条 〔条文は、同左〕
訴願権	第三十二条 本法又ハ本法ニ 基キテ発スル命令ニ依リ地 方長官又ハ市町村長ノ為シ タル処分ニ不服アル者ハ訴 願スルコトヲ得	<該当条項なし> (削除)	同 左
施行期日	附則 本法は昭和四年十月一 日ヨリ之ヲ施行ス	附則 本法施行ノ期日ハ勅令 ヲ以テ之ヲ定ム	同 左
廃止法令*	〔附則二項〕 明治四年太政官達第三百号棄 児養育米給与方 明治六年太政官布告第三百十 八号棄児養育米被下ハ自今 滿十三年限トシ及年齢定方 明治七年太政官達第六十二 号恤救規則  明治九年開拓使管内窮民賑恤 規則	〔附則二項〕 明治四年太政官達第三百号棄 児養育米給与方 明治六年太政官布告第三百十 八号棄児養育米被下ハ自今 滿十三年限トシ及年齢定方 明治七年太政官達第六十二 号恤救規則 明治六年太政官布告第七十九 号三子出産ノ貧困者ヘ養育 料給与方 明治九年開拓使管内窮民賑恤 規則	〔附則二項〕 明治四年太政官達第三百号棄 児養育米給与方 明治六年太政官布告第三百十 八号棄児養育米被下ハ自今 滿十三年限トシ及年齢定方 明治七年太政官達第六十二 号恤救規則 明治六年太政官布告第七十九 号三子出産ノ貧困者ヘ養育 料給与方
経過措置	〔附則三項〕 本法施行ノ際 前項ニ掲グル法令ニ依リ現 ニ救護ヲ受クル者ハ引続キ 本法ニ依リ之ヲ救護ス	<該当条項なし> (削除)	同 左

- 注) 1. 救護法案の原案(③案)とその修正案(④案)は、『救護法参考資料』(綴)中の原資料(『社会事業史研究』23号、1995.10に全文掲載)による。閣議請議・議会提出案(⑤)は、『昭和五年度救護法施行準備関係資料』(綴)中の原資料による。同案は、成立法と同じである。
2. 廃止法令欄\*の法令の呼称(表現)および配列順は、③～⑤案の原資料のそれぞれにより異なるが、ここでは原資料通りとせず、比較しやすいように特定の呼称(表現)・配列順に統一した。

### ① 不十分な議会への提案準備

そのことは、法案提出にあたっての準備状況にも見て取れる。というのは、一般に議会への法案提出にあたっては、法案資料ないし参考資料として、法案の提案理由や逐条説明、参考法条、予想質疑応答などのほか、法案提出にいたる沿革・経緯および背景資料、法施行の予算、施行令案や規則案、関係統計・調査資料などを、少数だが作成・印刷（多くは謄写印刷）し、議会での審議に備えるのが普通である。

しかし、この昭和4年3月の救護法案の議会審議の際には、それらに該当する法案資料や参考資料に類するものは、通例通り作成・印刷された気配がない。また、先行研究などでも、それらに触れたものはまったくない。筆者が調べた限り、以下に紹介するものを除き、この時期に法案資料や参考資料としてまとまった形で、一定部数にせよ作成・印刷された形跡はない。

確かに、救護法案に関しては、法案が最終的に確定し、閣議請議に漕ぎ付けたのが3月6日であり、議会への提案が14日（衆議院本会議への上程は16日）だったから、そのような準備をする余裕が十分にあったとはいえない。

しかも、法案確定の最終段階で、施行時期が未定となり、予算規模も圧縮されるなど、法案の提案それ自体を断念せざるを得ない状況下で、議会への提案が急遽決定されたのである。そのうえ、議会は会期末（閉会は3月25日）を控えて、審議日程はわずかしかないという状況にあった。それゆえ、議会では野党議員から、法案の提出は政実協定を形だけ守るといふ（「世間体ヲ繕フ」）ものに過ぎず、法案実施の誠意のない見せ掛けだけではないか（「羊頭ヲ掲ゲテ狗肉ダモ売ラナイ」）とまで指摘される<sup>7)</sup> 始末であった。

そのような様々な事情を考えれば、議会審議用の法案資料や参考資料の作成・印刷が通常のように用意できず、作成作業の途中で未完了部分を残したまま、印刷するまでには至らなかったことも十分にありうる。

ここに、資料1（以下、資料は本稿の末尾に掲載）として紹介する『救護法参考資料』（綴）は、そのような状況の下で、社会局によって辛うじて残された作成作業中途の未完成品ともいふべきも

のではなかったかと思われる。

というのも、その資料形態の全体および収録された資料内容などから判断して、この文書綴が作成・製本された時点は、明らかに議会開会前ではない。最も早くても、衆議院での委員会審議（3月18日の一回のみ）が終了した後のものと思われる。なぜなら、日付の印刷された資料（「昭四、三、一九日謄写」）の記載がある。資料No.3）が含まれているからである。

また、綴文書全体の印刷は、当然間に合わないだろうから、それ以前に印刷されていたものがそのまま綴込まれることはあろう。だが、法案に直接関係する資料は、必要な訂正・修正部分を再印刷・差替えなどして、議会に提案された法案（最終の⑤案）に内容を揃えるのが当然であろう。

そうした視点で見た場合、後で詳しく取上げるが、「救護法仮想的質疑応答」（資料No.16）の場合には、再印刷が間に合わず、既印刷の原本に手書き（墨字）で修正を加えている。さらに、「救護法逐条説明」（資料No.17）の場合には、手書きでの必要な訂正・修正や、削除さえも間に合わず、既印刷の古い時点での原本がそのままに綴込まれており、最終段階の法案とは齟齬があり、手直し自体をあきらめている。

また、手書き（墨書）の「救護法案提出理由」（資料No.8）は、議会本会議（衆議院3.17、貴族院3.19）での、内務大臣（貴族院は内務政務次官）による提案趣旨説明の読みあげ用の原稿であり、その原本ないしは写しである。

以上に指摘したような吟味の結果からすれば、綴文書として製本されたこの『救護法参考資料』（綴）は、大量には作成されず、議会での可決の前後の時点で、記録保存用資料として一冊（あるいは可能性が低いがいずれ二冊程度）しか作成されなかったのではなからうか。その点からも、この綴文書は貴重といえる。

### ② 『救護法参考資料』（綴）の評価

一般に、法案提出時点での当局者の立法者意思を探るためには、この種の法律案提案時に作成・用意される内部文書を検討することが不可欠と思われる。しかし、さきのような事情の故もあってか、すでに触れたように、この『救護法参考資料』

(綴)については、筆者の知る限り、先行研究では検討された形跡がない。

この『救護法参考資料』(綴)には、その「目次」(資料1—①)およびそこに含まれる各資料の形態(資料1—②)などからわかるように、多くの興味深い文書が含まれている。例え、一部に最終段階の法案に対応しない資料が含まれているにせよ、これらの諸資料は、56議会に提出された救護法案についての立法者意思を直接示す文書でもあり、第一級の基本資料と評価できる。

だが、この資料は膨大な分量になるので、ここではそれらのうち救護法の立法者意思をよく示しているいくつかの資料を紹介し、その他のものについては、別の機会<sup>8)</sup>に譲らざるを得ない。

なお、これらの資料のうち、「救護法案」(資料No.10)と「救護法案」(資料No.11)<sup>9)</sup>および綴中に挟み込まれていた「要救護者数調査要綱」<sup>10)</sup>については、すでに別途紹介したものがあ

ここで取りあげるのは、資料2(①~③)として掲載した「救護法制定の根本的思想」(資料No.7)、「救護法案要旨」(資料No.8)、「救護法案提出理由」(資料No.9)の3点、および資料3として掲載した「救護法仮想的質疑応答」(資料No.16)の一部(「一般的質疑」部分)である。

資料2は三点の資料からなるが、まず、「救護法制定の根本的思想」(資料2の①)は、短文ではあるが、法制定の根本思想を明確に示している。いわゆる社会連帯思想のもとで、日本固有の家族制度・隣保相助の美風を補うものとして現下の社会状態に適応した制度を樹立し、「国民生活の安定」を期すことが強調されている。

次に、「法案要旨」(資料2の②)は、救護法案を手際よく要約したもので、本会議用の「提出理由」の執筆や委員会審議の冒頭の趣旨説明などの際、使用されたものと思われる。

さらに、「法案提出理由」(資料2の③)は、すでに触れたように、議会本会議での内務大臣(貴族院では内務次官)の法案提案の趣旨説明用原稿で、読み易いように大きく墨字で書いてある。ちなみに、衆議院・貴族院とも、それぞれの本会議の議事録と照合しても、異なる部分は、読上げた際の表現のずれや読上げを速記することからくる違い(主に漢字の表記の違い)など、ごく些細な

違いがわずかに見られるにすぎない。

資料3は「救護法仮想的質疑応答」の「一般的質疑」部分の全文であるが、救護法制定をめぐる全般的論議・論調に見合うもので、総論的部分である。なかでも、社会保険制度との関係、失業者を除外した理由や労働忌避者対策の問題、惰民養成論への反論、植民地との関係、救護請求権の有無などなど、具体的に紹介する余裕がないのが残念だが、当時の立法当局者の興味深い救貧制度観を窺うことが出来る。

### ③ 「仮想的質疑応答」と「逐条説明」に見られる準備不足

ところで、『救護法参考資料』(綴)中に含まれる資料のうち、「救護法仮想的質疑応答」(資料No.16)と「救護法逐条説明」(資料No.17)は、それぞれの資料自体としての分量もあり、内容的にも重要な資料である。だが、単にそれだけでなく、この二つの文書の作成・執筆およびそこへの修正の書込みは、救護法立案の最終局面での法案(その訂正・修正)に対応してなされたはずだから、各救護法案(およびその作成時期)との関係も明らかにし得ると言う意味でも重要である。そこには、議会に提出された最終案(⑤案)とのズレが見られるが、それは提案準備の時間が不足していたからなのか、あるいは熱意の不足を示すものなのかはわからない。

まず、別表3として示したものは、「救護法仮想的質疑応答」の各質疑事項中、原文(謄写印刷)に手書き(墨字)で修正・書込みした箇所とその内容を示したものである。その修正・書込み状況からすれば、「救護法仮想的質疑応答」は、当初救護法案の④案をベースに作成・執筆されたものにつき、いずれも後に⑤案に基づく修正のための書込みで対処したことがわかる。その中身も、一条関係(幼者の年齢引下げに対応した応答本文の修正)を除き、たんなる条項番号の繰上げである。

④案をベースにした場合、⑤案での法案の変更は、すでに別表2で示したように、一条(幼者の年齢変更)、八条(市町村への救護施設設置命令)の削除とそれに伴う条項番号の繰上げ、二十六条(国・道府県の補助率・方式の変更)、附則二

項(廃止法令の一部削除)だけである。このうち、「質疑応答」では、二十六条中の補助率・方式の問題と附則二項は取り上げていないため、一条関係を除けば単なる条項番号のズレにとどまる。したがって、墨字の修正・書込みを考慮すれば、この資料は一応⑤案ベースの完成品と言える。

これに対して、「救護法逐条説明」の場合には、やや複雑である。というのも、別表4で示したように、「逐条説明」の原文(謄写印刷)は、③案をベースに執筆したものが先ずあり(約4割)、

次いで④案をベースに執筆したものが残りの大部分(約6割)を占めている。そして、例外のごくわずか(2箇所)を除き、基本的には④案段階にとどまっている。

配列の順序は、④案に沿ったものである(したがって⑤案とも同じ)ため、大きな齟齬はない。だが、印刷された原文が③案のままであり、したがって条項番号の訂正もなされていないものが見られる。

⑤案に基づく訂正は、手書き(ペン字)の修

別表3 「救護法仮想的質疑応答」への修正・書込み内容とそれらに対応する救護法案

「救護法仮想的質疑応答」(原文)への修正・書込み(墨字)の状況		原文と修正に対応する救護法案		「救護法仮想的質疑応答」(原文)への修正・書込み(墨字)の状況		原文と修正に対応する救護法案	
修正箇所 質疑No.	修正・書込みの内容 (原文→修正文)	④案	⑤案	修正箇所 質疑No.	修正・書込みの内容 (原文→修正文)	④案	⑤案
(一般的 質疑)	修正なし			(5章)			
(1章) 質疑2	14歳未満→13歳未満 質疑2では、このほかにも文章上の修正・書込みがある。*1	1条	1条	質疑1	19条→18条	19条	18条
(2章)	修正なし			質疑2	19条→18条、20条→19条 22条→21条、11条→10条	19条	18条
(3章) 質疑13	9条→8条	9条	8条	質疑3	19条→18条	19条	18条
質疑14	9条→8条、31条→30条	9条	8条	質疑4	20条→19条	20条	19条
質疑15	9条→8条	9条	8条	質疑5	20条→19条	20条	19条
質疑16	9条→8条	9条	8条	質疑6	20条→19条	20条	19条
(4章)				質疑7	21条→20条	21条	20条
質疑1	11条→10条	11条	10条	質疑8	26条→25条	26条	25条
質疑2	11条→10条、13条→12条	11条	10条	質疑9	27条→26条	27条	26条
質疑3	11条→10条	11条	10条	質疑10	27条→26条	27条	26条
質疑4	11条→10条	11条	10条	質疑11	28条→27条	28条	27条
質疑5	11条→10条	11条	10条	質疑12	28条→27条	28条	27条
質疑6	11条→10条	11条	10条	質疑13	29条→28条	29条	28条
質疑7	12条→11条、14条→13条	12条	11条	(6章)			
質疑8	12条→11条、14条→13条	12条	11条	質疑1	30条→29条、14条→13条	30条	29条
質疑9	12条→11条、14条→13条	12条	11条	質疑2	31条→30条、9条→8条	31条	30条
質疑10	12条→11条、14条→13条	12条	11条	質疑3	31条→30条	31条	30条
質疑11	13条→12条	13条	12条	質疑4	31条→30条	31条	30条
質疑12	12条→11条*2	13条	12条	質疑5	32条→31条	32条	31条
質疑13	13条→12条	13条	12条	質疑6	32条→31条	32条	31条
質疑14	13条→12条	13条	12条	質疑7	32条→31条	32条	31条
質疑15	13条→12条	13条	12条	質疑8	33条→32条	33条	32条
質疑16	14条→13条	14条	13条	質疑9	33条→32条	33条	32条
質疑17	14条→13条	14条	13条				
質疑18	15条→14条	15条	14条				
質疑19	18条→17条	18条	17条				
質疑20	18条→17条	18条	17条				
質疑21	18条→17条	18条	17条				
質疑22	16条→15条	16条	15条				

\*1 次の2点の修正である。

- i 質疑中の文言「又十四歳未満ト雖義務教育ヲ終了シタル幼者ハ救護セザル理由如何」→全部削除
- ii 答中の文言「又義務教育ヲ終了シタル者ヲ救護セザルハ斯カル幼者ハ既ニ労働能力アリト見タルモノニシテ工業労働者最低年齢法ト同趣旨ナリ」→「十三歳ニ限リタルハ大体ニオイテ此ノ年齢ニテ義務教育ヲ終了シ既ニ労働能力アリト見做シ得ルヲ以テナリ」

\*2 内容からみて、13条および12条の誤記かと思われる。

注) 1. 本表は、「救護法仮想的質疑応答」の原文(謄写印刷)とそれへの墨字による修正・書込みを示すとともに、それらに対応する救護法案がどの案のものかを見たものである。

2. 社会局社会部「救護法仮想的質疑応答」は、『救護法参考資料』(綴)中の原資料による。その内容の一部(一般的質疑)については、後掲の資料3に掲載した。

3. 救護法案については、別表2の注1を参照された。

別表4 「救護法逐条説明」の構成・内容と三つの「救護法案」との関係

【凡例】 表中の以下の記号は、「救護法逐条説明」に使用された各条項(=太字★)の条文を基準にして、三つの法案(条文)と比較した差異の程度を示している。  
 ◎=同文(形式上の差異含む)      ○=多少異なるが、ほぼ同内容  
 △=実質的に異なる部分がある      ×=著しく異なる

配列順	「救護法逐条説明」の構成とその内容		救護法案			「救護法逐条説明」の救護法案⑤案とのズレに対する対処
	条項番号	当該条項の内容 ( <u>&lt;&gt;</u> 内の条項は「説明」には欠如)	③案 昭3.10	④案 昭3.2	⑤案 昭4.3	
①	1条	救護の対象	1条★	1条★	1条△	ペン字で修正→⑤案に
	1-2	救護対象の範囲・程度=勅令委任	1-2★	1-2★	1-2◎	(同文)
②	2条	扶養義務者扶養し得る時の救護除外	2条★	2条★	2条◎	(同文)
③	3条	救護義務者=居住地市町村長	3条○	3条★	3条◎	(同文)
④	4条	市町村の委員の設置	4条○	4条★	4条◎	(同文)
	—	<主務大臣の委員設置命令>	4-2×	なし★	なし◎	
	4-2	委員の性格=名誉職と補助機関	5条○	4-2★	4-2◎	(同文)
⑤	5条	委員に関する必要事項=命令委任	6条◎	5条★	5条◎	(同文)
⑥	6条	救護施設の定義	7条△	6条★	6条◎	(同文)
⑦	8条	市町村の救護施設の設備=地方長官認可	8条★	7条◎	7条◎	(条項番号除き同文)
	8-2	私人の救護施設の設置=地方長官認可	8-2★	7-2◎	7-2◎	(条項番号除き同文)
⑧	9条	主務大臣の市町村への救護施設設置命令	9条★	8条◎	なし×	③案のまま無修正
⑨	10条	救護施設の救護委託の引受義務	10条★	9条◎	8条◎	(条項番号除き同文)
⑩	10条	救護施設に関する必要事項の命令委任	11条○	10条★	9条◎	(条項番号除き同文)
⑪	12条	救護種類=生活扶助・医療・助産・生業	12条★	11条◎	10条◎	(条項番号除き同文)
	12-2	救護の範囲・程度・方法=勅令委任	12-2★	11-2◎	10-2◎	(条項番号除き同文)
⑫	13条	救護の方法=居宅救護(原則)	13条★	12条◎	11条◎	(条項番号除き同文)
⑬	17条	幼者哺育の母の救護=勅令委任	17条★	13条◎	12条◎	(条項番号除き同文)
⑭	14条	救護施設への収容・委託等	14条★	14条★	13条◎	(条項番号除き同文)
⑮	15条	親権者等の異議ある場合の処分権	15条△	15条★	14条◎	(条項番号除き同文)
⑯	16条	救護施設内での作業賦課(命令委任)	18条△	16条★	15条◎	(条項番号除き同文)
⑰	19条	救護施設等への収容委託時の後見=勅令	19条★	17条○	16条○	③案のまま無修正
⑱	18条	被救護者死亡時の埋葬者への埋葬費支給	16条○	18条★	17条◎	(条項番号除き同文)
	18-2	埋葬者なき時の埋葬=救護市町村長	16条○	18-2★	17-2◎	(条項番号除き同文)
⑲	19条	市町村の救護費負担原則=一年以上居住	20条◎	19条★	18条◎	(条項番号除き同文)
⑳	21条	負担原則の例外=同一世帯の同居等	21条★	20条◎	19条◎	(条項番号除き同文)
㉑	21条	居住期間の計算法(勅令委任)	22条×	21条★	20条◎	(条項番号除き同文)
㉒	22条	道府県の救護費負担原則=一年未満等	23条○	22条★	21条◎	(条項番号除き同文)
㉓	23条	埋葬費用の負担=前4条の準用	24条○	23条★	22条◎	(条項番号除き同文)
㉔	24条	委員に関する費用の負担=市町村	25条○	24条★	23条◎	(条項番号除き同文)
㉕	25条	道府県負担費用=市町村の一時繰替支弁	26条◎	25条★	24条◎	(条項番号除き同文)
㉖	26条	国庫の救護費等への補助規定	27条×	26条★	25条★	一部④案のまま無修正
	26-2	道府県の救護費等への補助規定	なし×	26-2★	25-2★	一部⑤案に修正印刷
㉗	27条	救護費用の徴収=資力ある場合	28条△	27条★	26条◎	(条項番号除き同文)
㉘	28条	救護費用の償還命令=資力あるに至る時	なし×	28条★	27条◎	(条項番号除き同文)
㉙	29条	被救護者死亡時の遺留金品での費用充当	29条△	29条★	28条◎	(条項番号除き同文)
㉚	30条	救護を為さざる場合の要件・事由	30条○	30条★	29条◎	(条項番号除き同文)
㉛	31条	救護施設の認可取消要件	31条△	31条★	30条◎	(条項番号除き同文)
	—	<処分不服者の訴願権>	32条×	なし★	なし◎	
㉜	32条	救護施設への公課免除の特典	33条△	32条★	31条◎	(条項番号除き同文)
㉝	33条	詐欺等による救護受給への罰則	34条◎	33条★	32条◎	(条項番号除き同文)
㉞	34条	町村制未施行地への準用規定	35条○	34条★	33条○	④案のまま無修正
㉟	附-1	施行期日	附-1×	附-1★	附-1◎	(同文)
	-2	廃止法令	-2△	-2★	-2△	④案のまま無修正
	—	<施行時の経過措置>	-3×	なし★	なし◎	

注) 1. 本表は、「救護法逐条説明」の原文(謄写印刷)の構成を示すとともに、それらに対応する救護法案(の条項)がどの案のものかを見ようとしたものである。  
 2. 社会局社会部「救護法逐条説明」は、『救護法参考資料』(綴)中の原資料による。  
 3. 救護法案については、別表2の注1を参照されたい。

正・書込みが1箇所、印刷(謄写)による差し替えが1箇所あるだけで、残りは④案段階のままである。しかも、⑤案で削除された条項も③案のまま残されている。それ故、この「逐条説明」は、基本的に④案ベースにとどまり、⑤案とは程遠い。つまり、国会に提案された救護法案の「逐条説明」としては、未完成と言うほかなく、④案段階のまま放置されてしまったと言える。

議会での委員会審議は、衆議院が一日(3.18)、貴族院が二日間(3.20、22)に過ぎなかった。ここでは、法案の具体的内容に立ち入るような質疑はほとんどなかった。そうしたことも幸いして、このような準備状況で済んだのであるが、担当者としては冷汗ものだったと思われる。

とくに衆議院では法案が施行日を勅令に委ねていたことからくる施行時期をめぐっての論議に集中した観がある。しかし、野党議員の度重なる施行期日についての質問に対して、政府側は最後まで言を左右にし、施行時期を明確にしていなかった。

結局、議会としては、5年度施行の明確な言質を取れぬまま、衆議院が「本法ハ昭和五年度ヨリ之ヲ実施スヘシ」という附帯決議をつけただけにとどまった<sup>11)</sup>。その結果、救護法案については、満場一致ということで、衆議院(3.19)・貴族院(3.23)とも、本会議で可決している<sup>12)</sup>。救護法の公布は、4月2日になされた。

こうして、法は公布されたがその施行は未確定という「施行問題」が後に残されたのである。

#### 注(第1章)

- 1) 「救護法の運命」(『社会事業研究』17巻3号、昭和4.3.の「社会事業彙報」欄)の文言。
- 2) この「救護法の運命」の記事には、記事自体に混乱もある。別表1に引用した最後の段落中の「総額の三分の二たる約八百万円の支出」云々という部分は、前二つの段落の記事内容と、つじつまが合わず、記述は何らかの誤記と思われる。
- 3) これらの救護法案、とりわけ社会局案(③案)およびその修正案(④案)については、『救護法参考資料』(綴)中に含まれている。ここで、③案、④案などとしたのは、それより以前にいわゆる社会局案の草案にあたる二つの法案(①案、②案)があるためである。これら①～④案については、拙稿「昭和3～4年階段の救護法立案過程の史料」(『社会事業史研究』23号、1995.10)で、全文紹介した。

- 4) 別表1の記事を参照。
- 5) 補充費扱いとは、予算取扱い上、補充費(第一予備金という)は、議会での承認を個別具体的に必要としていたことからきたもので、予算枠を越えての支出が著しく制約される。つまり、救護費の国庫支出分は、400万円以内に抑えることが厳しく求められた。
- 6) 例えば、社会局に長く勤務していた相田良雄が「救護法の実施を前にして」(『社会事業研究』19巻7号、1931.7)で、議会の通過を「意外」だったとしていることは、そうした証言の一つといえる。
- 7) 衆議院の委員会審議での清水留三郎議員、添田敬一郎議員らの発言(「衆議院府県制中改正法律案外三件委員会議録(速記)第十回、昭和四年三月十八日」)。
- 8) この資料をはじめ、救護法成立・実施過程にかかわる文書はかなりの分量にのぼるが、それらの未公文書については、『戦前期社会事業立法・行政資料集成』という形での公刊を準備している。
- 9) 前掲の注3参照。
- 10) この要綱については、拙稿「被救護者・要保護者調査——救護法下」(社会福祉調査研究会編『戦前日本の社会事業調査』1983.2所収)および「解説／第三巻貧困(昭和期Ⅱ)について」(『戦前日本社会事業調査資料集成／第三巻(貧困3)』1989.11所収)で、その主要部分を紹介した。
- 11) 「衆議院府県制中改正法律案外三件委員会議録(速記)第十回(昭和四年三月十八日)」。
- 12) 「第五十六回帝国議会衆議院議事録(昭和四年三月十九日)」および「第五十六回帝国議会貴族院議事録(昭和四年三月二十三日)」。

## 第2章 五年度施行をめざす取組みとその挫折

### (1) 救護法の五年度施行をめざして

4月2日の救護法公布後、社会局は議会での附帯決議に沿って、昭和5(1930)年度からの法施行をめざした取組みを開始している。

5年度の施行を実現するためには、夏の明年度予算の概算要求をまとめる時期までに、救護法施行予算をまとめ、大蔵省との折衝に備えなければならない。その前提として、施行予算を組むための計数上の算出基礎(要救護者数調査など)の用意や法施行の具体的準備(救護法施行令案や施行規則案など)が必要となる。

社会局は、昭和4年の春から初夏にかけて、こ

これらの法施行の準備作業に積極的に取組んだように思える。少なくとも、①要救護者数調査の実施、②救護法施行令案要綱づくり、③救護法施行予算編成、の三点については、以下に見るような取組みが見られた。

### ① 要救護者数調査の実施

まず、要救護者数調査に関しては、すでに前年にも同種の要救護者数調査（3年調査）を任意抽出による部分調査として実施していた<sup>1)</sup>が、救護法の成立を機に改めて全市町村を対象地域とする全数調査として実施している。

前年の調査（3年調査）は、六大都市および方面委員制度の所在地域を対象に、実施したのであるが、今回の調査は全市町村（市=112市、町=1633、村=10141）を対象とする大掛かりなものであった。

3年調査があるのに全数調査で実施したのは、法施行を予定しその予行演習ともいう形で、全市町村の関係者に周知徹底させる意味があったからであろう。と同時に、3年調査の調査方法（任意抽出の一部調査による推計）や調査基準に問題があり、要救護者数15万ないし16万余という結果<sup>2)</sup>に不満があったことも確かと思われる。

5月13日には、道府県宛に要救護者数調査の実施に関する通牒を発している。調査要綱・調査用紙は全市町村に配布された。調査要綱によれば、6月15日までは、調査結果を報告するよう指示している。

社会局（保護課）でこの調査に携わっていた早崎八洲によれば、4年調査の集計の一部（院外分）については、内閣統計局に依頼して委託集計とし、その結果は7月11日に完了している<sup>3)</sup>。

こうして、要救護者数調査（4年調査）の結果は、7月11日には一応まとまった。要救護者数9万弱であった。全市町村を対象地域とする大規模な全国調査を、ほぼ二ヶ月足らずでまとめたのである。前年にも部分調査で実施した経験があったとはいえ、大変な意気込みが感じられる。報告が遅れた市町村も若干数あったようだが、それらの市町村分の数値は推計値でカバーして結果をまとめている。

社会局は、この要救護者数調査（4年調査）の

報告書は、それとしてはまとめていない。しかし、この昭和4年7月の時点でまとめた調査結果のデータについては、我々は知ることが出来る。すなわち、この時点でまとめられた調査結果の主要部分を、資料4として紹介しておこう。このデータは、後に紹介する資料6の④に含まれる。

なお、要救護者数調査（4年調査）の結果については、資料4とは数値が若干異なるデータがある。それは、市町村からの報告の締切り後に、遅れてもたらされた報告を含めて、（おそらくは昭和4年の秋頃に）社会局が改めてまとめ直した調査結果である。翌昭和5年以降には、この後者のデータが予算編成資料などに使われている。

その差異はわずかであるが、この二つの調査結果がどのように集計・算出されたのか。その差異を、推計状況も含めて、明らかにしようとしたものが、別表5である。報告数に基づいて推計値も無理がない方法で算出しているように思われる。いずれにせよ、調査結果は9万人弱であり、前年の3年調査の概数15万ないし16万余という数値とくらべ、著しく低い数値となっている。

社会局は、ともかくも予定された施行予算の規模（経費総額800万円、国庫負担はその半額で400万円）に対応するそれなりの数値を得たのである。3年調査が要救護者の概数15万人で、3年秋の時点で想定していた経費規模は、1200万円であった。この人員・金額から、単純に計算して、1人当たりの経費単価は年額80円であった。

これに対し、4年春の議会に救護法案を提案した時点での経費規模の想定は、すでに見てきたように、救護法案が政府案として確定する過程で、その規模は800万円に縮小していた。したがって、同じ経費単価であれば、救護者数10万人程度が望ましいが、3年調査と同様な15万人規模となれば、経費単価を大幅に切下げなければならなくなる。それゆえ、4年調査の要救護者数の概数（結果）が9万人程度におさまったことは、社会局にとっては大変好都合であったであろうし、経費単価の切下げという無理な手段を取らずに済むわけで、「幸運」だったと言えよう。

しかし、一年前の調査とくらべ、しかも、その一年は経済恐慌が進行し、貧困者の増大が指摘される中での調査であったから、4割減というよう

な大きく異なる結果となったことには、疑問が無いわけではなく、問題点も多い<sup>5)</sup>。施行予算の規模が800万円に縮小したことからもたらされる「願望」があったことは事実であろう。だが、その故にこのような大幅減の結果がもたらされた

見るのは、いささか無理であろう。

おそらく、このような結果になったのは、3年調査と4年調査のそれぞれの調査基準(要救護者の認定基準)が、大きく異なっていたことが、最も大きく影響したのではないと思われる。つま

別表5 要救護者数調査(社会局、昭和4年実施)の調査結果の集計・算出状況  
(昭和4年7月と5年段階で使用された調査実数値・推計値別の要救護者数と該当率)

		昭4.7段階(A)		昭5年段階(B)		備 考	
		要救護者数	要救護該当率	要救護者数	要救護該当率		
院	六大都市	実数値	5,844 4市	0.26	5,844 4市	0.26	(A)(B)とも同じ。 実数値データは、大阪・横浜・神戸・名古屋。
		推計値	6,425 2市	0.22	6,425 2市	0.22	東京は、大阪の該当率0.17を使用。 京都は、横浜・神戸・名古屋の平均該当率0.33を使用。
		小計	18,051	0.24	18,051	0.24	
外	市	実数値	14,294 96市	0.20	14,456 98市	0.20	川崎・山口は、(A)では推計値を使用していたが(B)では実数値データになる。 熊本は、(A)(B)とも推計値だが、推計要救護該当率が異なる。(A)では鹿児島0.03を使用していたが、(B)では全国市部平均値を使用。 岐阜・青森・山形の3市は、(A)(B)とも推計値で変化はない。
		推計値	1,406 6市	0.27	1,438 4市	0.37	
		小計	15,700	0.21	15,894	0.21	
救	郡	実数値	31,640 31県	0.10	40,885 40県	0.10	一部推計値使用府県 (A) 東京・神奈川・千葉・茨城・静岡・岡山・山口・徳島・沖縄 (B) 神奈川
		一部推計値	10,361 9県	0.09	1,513 1県	0.20	
		全部推計値	6,915 7県	0.10	5,614 6県	0.10	全部推計値使用府県 (A) 埼玉・滋賀・岐阜・山形・秋田・和歌山・熊本 (B) 埼玉・滋賀・岐阜・山形・秋田・和歌山
		小計	48,916	0.10	48,012	0.10	
院外合計		82,667	0.13	81,957	0.12		
院内要救護者数		6,724	—	6,724	—		
要救護者総数		89,391	0.14	88,681	0.14		

注 1. 本表でいう「昭4.7段階(A)」とは、社会局「昭和五年度救護費補助予算参考書」(昭4.7頃)に収録されている要救護者数調査の集計・推計データのことである。また、「昭5年段階(B)」とは、社会局「昭和六年度救護費予算参考書」(昭和五年七月)に収録されている要救護者数調査の集計・推計データのことである。本表は、以上2点の原資料から、執筆者(寺脇)が算出・作成したものである。

2. これらは、いずれも昭和4年春に実施された要救護者数調査の集計結果であるが、一定の期限までに調査集計表が回収できなかったため、類似団体を参考に推計したものを含めて、結果をまとめている。したがって、昭和4.7段階(A)までにまとめたものと、その後、昭和5年段階(B)になってからまとめたもの(調査集計表が4.7以降に延着したもの含む)とでは、結果が異なっている。

なお(B)は、実際には昭和4年秋頃にはまとめられていたと思われる。

3. 本表作成にあたっては、原資料のデータを使用したが、救護率については、小数点3位を四捨五入した数値を示してある(原資料では、3位は切り捨て)。救護率算出のための人口データは、本調査の対象であり、その報告結果が原資料に示されている。そのため(A)と(B)とでは、わずかだが異なるものがある(概数値とその訂正值の差異と思われる)

4. 「昭4.7段階(A)」のデータは未公開だが、本稿の資料4として、その主要部分を掲載した。また、「昭5年段階(B)」のデータは、『戦前日本社会事業調査資料集・第三巻』(1989.11)に掲載したものがある。

り、3年調査では要救護者の認定基準は、一定の客観的な数値（世帯規模別の収入金額）を調査要綱で示していた<sup>6)</sup>のに対し、4年調査では認定基準の設定を調査要綱では行なわず、大変曖昧で且つ「日本的」とも言いうる調査単位（市町村）レベルに委ねてしまうという方法をとった<sup>7)</sup>からである。

## ② 救護法施行令案要綱の審議

救護法の場合、救護の程度・範囲や救護水準などの重要事項が施行令はじめ施行規則などに委ねられていたから、その骨格となる施行令の制定は注目された。

社会局は、前項の要救護者数調査に併行して施行令案要綱の原案<sup>8)</sup>を5月頃までには立案したようである。その結果、5月23日にはその要旨を社会事業行政関係者に説明している<sup>9)</sup>。

さらに、6月19日には社会事業調査会を開催し、調査会にその原案を添付して、諮問している。調査会は、特別委員会を組織し、審議を委ねる。特別委員会は2回（6月22日と6月27日）の審議で、社会局が提出した原案を若干修正し、施行令案要綱（特別委員会修正案）を6月27日に決定した。

特別委員会での審議は、逐条的になされたが、結局、別表6に示したような数点の修正を行なっ

別表6 救護法施行令案要綱（社会局原案）の社会事業調査会特別委員会での修正内容

【凡例】 下線を付した部分が、両者で異なる部分である。

施行令案要綱（社会局原案、昭和4.5頃）	施行令案要綱（特別委決定案、昭和4.6.27）
二 救護法第一条第一項第四号ニ掲グル事由ノ範囲及程度ハ之ヲ左ノ如ク定ムルコト 一 不具癡疾ニシテ精神又ハ身体ノ機能ニ終身著シキ障碍アリ、常ニ就床ヲ要スルモノ及常ニ就床ヲ要セザルモ介護ヲ要スルモノ 二 疾病又ハ傷痍ニシテ精神又ハ身体ノ機能ニ著シキ障碍アリ医療ヲ要スルモノ 三 前二号ニ掲グルモノノ外心神耗弱ナルモノ又ハ著シク身体虚弱ナルモノ 一二 市町村長第九乃至第十一ノ規定ニ依ル処分ヲ為ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ委員ノ意見ヲ徴スベキコト 一三 生活扶助ハ生活費ノ不足額ニ対シ之ヲ為スベキコト 二四 第十四ノ給与ハ救護法第十一条ノ場合ニ於テハ之ヲ本人ニ交付スルコト但シ十三歳以下ノ幼者ニ付テハ之ヲ親権者ニ交付スルコト 前項ノ規定ニ依リ難キモノト認ムルトキハ市町村長ハ適當ナル処置ヲ為スベキコト 二五 救護施設ノ長ハ救護施設ニ於ケル被救護者ノ処遇ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得ルコト	二 救護法第一条第一項第四号ニ掲グル事由ノ範囲及程度ハ之ヲ左ノ如ク定ムルコト 一 不具癡疾 二 精神又ハ身体ノ機能ニ著シキ障碍アリ医療ヲ要スル疾病又ハ傷痍 三 精神耗弱又ハ著シク身体虚弱 一二 市町村長第九乃至第十一ノ規定ニ依ル処分又ハ救護ノ停止若ハ廃止ヲ為ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ委員ノ意見ヲ徴スベキコト 一三 生活扶助ハ生活費ノ不足ニ対シ之ヲ為スベキコト 二四 第十四ノ給与ハ救護法第十一条ノ場合ニ於テハ之ヲ本人ニ交付スルコト 前項ノ規定ニ依リ難キモノト認ムルトキハ市町村長ハ適當ナル処置ヲ為スベキコト 二五 救護施設ノ長ハ被救護者ノ処遇ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得ルコト

注1. 社会局原案は、社会事業調査会に諮問（昭4.6.19）されたもの、特別委員会決定案は、調査会特別委員会が決定したもの（同6.27）で、原資料（いずれも謄写印刷、B5判25頁）からの抜粋である。下線は、執筆者（寺脇）が付したものである。

2. 両案とも、全体の構成は、一から三五および附則からなっているが、ここには両者の字句が異なる箇所のみ抜粋して示した。

3. なお、社会局原案は、『東京府社会事業協会報』13巻7号（昭和4.7）に全文掲載されたものがある（但し、片仮名がすべて平仮名に直されている）。また、特別委員会決定案（後の調査会答申となったものと同じ）の全文は、社会局『社会事業調査会報告（第二回）』（昭7.3）に全文掲載されている（但し、片仮名がすべて平仮名に直されている）。

て、特別委員会案をまとめている。その審議の様子は、『社会事業調査会報告(第二回)』<sup>10)</sup>で簡単ながら見ることができる。

見られるように、社会局原案と特別委員会による修正案の差異は、ごくわずかであった。この特別委員会案は、近く開催される社会事業調査会(総会)で決議され、そのまま答申となることが予定されていた。

このように昭和4年6月末から7月頃の時点までは、昭和5年度からの救護法施行をめざす社会局の準備は着々と進行していたのである。そのことを如実に示しているものが資料5として紹介する「救護法に関する件」と題する文書である。

この文書に日付の記載はないが、その内容からして、社会事業調査会特別委員会での成案(特別委員会案)の決定(6.27)直後で、おそらくは7月初～中旬のものであろう。この文書が、なにを目的に作成されたかは不明である<sup>11)</sup>。

この文書で重要なのは、これをまとめた時点(7月初～中旬)に於いて、すでに要救護者数調査結果と法施行に要する経費概算額がまとまったことが示されていることである。しかも、それらの数字は、すでに見た調査結果および以下に見る経費概算額とピタリ一致している。

とりわけ、経費概算額が具体的に示されていることは重要である。なぜなら、この経費概算額がこのような具体的な形でまとめられたということは、その算出基礎としての要救護者数調査の結果を利用した上で、5年度予算編成のための概算要求資料として、救護法施行予算案が作成されたことを暗示していることにある。

また、この文書が間もなく開催される予定と期待した社会事業調査会(総会)は、結局、開かれず、したがって、この時期には救護法施行令案は答申されないままに終わっている。

### ③ 5年度施行のための救護法施行予算

社会局はこの時期に、昭和5年度施行を想定した準備作業を進めていた。すなわちさきに見たように要救護者数調査の結果が7月10日頃にまとまり、施行令案が事実上決定された中で、議会での「5年度施行」の附帯決議に沿った施行予算案の作成に取り組んでいる<sup>12)</sup>。

そのような昭和5年度施行をめざした施行予算編成などの準備作業を具体的に示すものが、資料6の「昭和5年度救護法施行準備資料」と名付けた文書群(綴)である。なお、編者注に記したように、もともとこれらの原資料の文書群(綴)自体には題名が付けられておらず、冒頭に目次(資料6の①)が付けられているのみである。

見られるように、この綴の中核は、「救護法施行=件フ経費予算」(資料6の③)およびその裏付け資料を含む「救護費補助予算参考書」(資料6の④)にあると言ってよい。

なかでも、前者の「救護法施行=件フ経費予算」は、社会局所管の概算要求の一部分(救護法施行経費)をなすものとして予定されていたものであろう。その冒頭に置かれた頭書きの部分は、議会の附帯決議を引きつつも、救護法の5年度実施の意気込みを明らかにし、昭和5年度分の救護法施行経費の概算を明らかにしている。

また、後者の「救護費補助予算参考書」は、それ自体がおよそ三つの内容に大別しうる資料群(i 救護経費の経費負担区分、ii 要救護者にかかわる経費算出基礎、iii 要救護者数調査結果)からなっている。そのiは救護経費の国庫と地方費の負担状況を示したものの、そのiiは救護経費を各費目ごとに詳細な算出方法と算出根拠を明らかにしたものの、そのiiiは算出根拠としての要救護者数の調査結果である。なお、このiiiの要救護者数調査結果の主要部分をまとめたものが、さきに資料4として紹介したデータである。

この「救護法施行=件フ経費予算」の核心ともいべき具体的な予算内容が、資料7の①として紹介する「救護法施行=件フ昭和5年度所要経費概算(十月一日ヨリ施行)」である。

表題そのものが示しているように、昭和5年度(10月1日)施行を前提として組まれた救護法の施行予算案である。実際には、この予算案は生まれ出ることにはなかったから、いわば幻のまま消えた救護法施行予算と言うべきであろうか。

この昭和4年段階で作成された救護法施行予算は、昭和5年度の半ば、10月から施行することが予定されている。救護費(補助費)の初年度分は、6ヶ月分の経費が組まれている。関連する社会局費および地方庁費については、事前準備分を

含めて1ヶ年分の経費が組まれている。それらをあわせた5年度の所要額(6ヶ月分)は、見られるように212万円強、年額では400万円弱となっている。

ところで、この資料7の①の救護費(補助費)の所要額の算出基礎欄に注目しておきたい。なぜなら、ここには、救護法を施行するに当たって、各種の給付内容別の給付水準(給付単価額)と予定する給付人員等が盛込まれているからである。前者の給付単価額は、政策的に決定されたものであり、この単価額で給付を行なうことが見込まれていることを意味する。これに対して、後者の給付人員等の数値は、すでに資料4で見た要救護者数調査結果のデータに基づくもの<sup>13)</sup>を主に使用している。

それらの算出方法・算出根拠については、資料6の④「救護費補助予算参考書」(綴)中の「要救護者に関する経費算出基礎」で、計算方法まで含めてより詳細に示されている(但し、そのおおよその根拠数値は、資料7の①に示してあるので、紙面の制約もあり掲載を省略した)。

また、資料7の②は、救護法施行に伴う国庫・地方費負担額概算であるが、同じく資料6の④「救護費補助予算参考書」(綴)中に含まれる「国及公共団体経費負担額(救護法施行に伴う1ヶ年所要経費概算)」である。見られるように、救護法の施行経費について、費目種別ごとに、国庫と地方費(道府県・市町村)の負担区分別の負担状況を明らかにしている。

## (2) 政権交替と五年度施行のなし崩しの断念

### ① 田中内閣退陣と浜口内閣の緊縮財政——開催されなかった社会事業調査会

少なくとも、昭和4年7月初～中旬頃までは、さきの資料5の文書に見られたように、救護法施行をめざしての社会局の取組みが、着々と進んでいたように思われる。しかし、4年段階では、結局、救護法の施行が決定されるまでにいたらなかった。その躓きは、どこに原因があったのであろうか。

直接的な経緯としては、社会事業調査会(総会)が開催されず、特別委員会での決定までこぎつけながら、施行令案要綱の答申・確定ができなかつ

たことであろう。この社会事業調査会の総会は、以後2年近くにわたって開催できなかった。そのことの理由を、直接示すような資料は今のところ見当たらない。

考えられることの第一は、内閣が交代(7月2日)し、会長を努める内務大臣も交代したことや、それよりも早く社会局長官の人事異動(6月27日退任)があって、しかも長官不在の状態が一ヶ月も続いた(後任は7月24日に着任)ことが影響<sup>14)</sup>したように思える。

また、第二には、「満州某重大事件」にかかわって、田中義一政友会内閣が総辞職し、浜口雄幸民政党内閣が誕生したことである。この内閣交代とその後の浜口内閣の緊縮財政が、救護法の施行の前途を暗くしたのは確かである。だが、他方では、新しく誕生した浜口内閣は、十大政策の一つとして社会政策の実施を掲げ、そのために社会政策審議会を設置し、重要課題を短期審議で結論を出し実行すると呼号していた。

そうした状況下で、この新しく設置される社会政策審議会は、総理大臣の諮問機関として、(社会事業調査会よりも)権威を持つてであろうことは確かであろう。救護法の施行をそこでの課題とし、その決議が得られるならば、社会事業調査会の決議よりも早道だと考えたのかも知れない。

社会局(の幹部ら)は、少なくともこの時期(7月中旬前後)、新しく設置される社会政策審議会に期待し、救護法の施行問題に関しても、そこでのお墨つきを得ようとしていたフシがあるからである。

### ② 社会政策審議会の諮問・審議事項とならなかつた救護法施行問題

ところで、社会政策審議会は、社会政策審議会官制(7月19日公布)によって設置された。「内閣総理大臣ノ監督ニ属」する附属機関であり、「其ノ諮問ニ応シテ社会政策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」(一条)ることとなっている。

その事実上の運営の裏方(「庶務」)を担当するのは、幹事長および幹事からなる幹事会である。その第一回の幹事会が開催されたのは、7月31日である。幹事会議事録<sup>16)</sup>によれば、近く開催予定の審議会の第一回総会に向けて、審議会の「議事

規則案」が審議決定されたほか、審議会に諮問する事項については、(会長による)決裁がなされていないため発表できないとしているが、報告と検討は行なっている。

すなわち、諮問事項については、社会局の関係では「(1)失業者問題対策、(2)労働組合法ニ規定スベキ事項、ニツキ諮問セラルルコトニ準備中」(吉田幹事長)、農林省関係では「自作農創定、小作法等に関する諮問案を用意シツツアリ」(石黒幹事)と報告している。これらの諮問案の草案を検討し、「大体其ノ形ヲ可トシ」て、その取扱を幹事長(吉田社会局長官)に委ねている。

その結果、8月9日に開催された社会政策審議会第一回総会には、i 失業者救済に関する件(諮問一号)、ii 労働組合法制定に関する件(諮問二号)、iii 小作問題の対策に関する件(諮問三号)の三点が諮問され、それぞれ特別委員会に付託されて、審議が開始されている<sup>17)</sup>。

ところが、ほとんど知られていないことだが、審議会設置当初の準備段階では、諮問すべき事項案には救護法の施行が含まれていたことを指摘しておきたい。そのことを示すものが、資料8の二点の資料である。

見られるように、「社会政策審議会ニ諮問スヘキ事項案」(資料8の①)および社会局名の「社会政策審議会諮問事項に対する附属資料」(資料8の②)である<sup>18)</sup>。しかし、すでに見たように7月31日に開催された幹事会では、この「救護法施行に関する件」は全く登場していない。

このことは、7月19日に審議会が設置(幹事などの関係職員も同日に発令)されて以降、31日の幹事会開催までの間に、幹事会開催準備のための何らかの打合せ(ないしはいわゆる根回し)が行なわれ、「諮問スヘキ事項案」の変更がなされたためと思われる。その結果、社会局が用意した当初案から、救護法施行がはずされ、小作問題と差替えられたのである。

小作問題は農林省の所管事項であったが、そこには農政官僚らの小作法案制定への意図が込められていたといわれる<sup>19)</sup>。

社会政策審議会は、総理大臣の附属機関であって、内閣あげて取り組むべき社会政策が諮問・審議されるという位置付けがなされていた。審議会委

員には内務大臣のほか、大蔵・農林・商工の三大臣が加わっており、幹事会メンバーにも、これら関係各省庁から主要官僚が参加している。大蔵省は別として、内務(社会局)・農林・商工の三省にかかわる社会政策事項が、内閣全体としての観点から取上げられることが要請されていたといえよう。

したがって、失業対策問題と労働組合法案は、それぞれ商工省もかかわる事項であったが、これに対し、救護法は社会局の単独所管事項といえた。その点からすれば、審議会の委員・幹事ともに送込んでいる農林省関係事項として、小作問題が浮かび上がってくるのは当然でもあった。

しかも、救護法は前内閣により提案され、議会ではすでに成立済みであって、その施行は社会政策審議会レベルの問題(立法など基本政策立案課題)ではなく、政府レベルの実施課題であり、財源確保の問題であった。それゆえ、新内閣が当面する社会政策課題としては、小作法案の立法を核とする小作問題が取上げられたのであろう。

ただ、注意すべきは、以上に見た理由から救護法施行が、社会政策審議会への諮問・審議事項からはずされたからといって、そのことをもってこの時点で、救護法の施行の見送りが決定されたと見ることに無理がある。なぜなら、社会局としては、救護法施行を予算に組み込むことを否定されたわけではなく、併行して施行予算関係の作業はなされていたからである。

とはいえ、(1)で見えてきたような救護法施行予算をはじめ社会局で準備してきた5年度施行をめざす取組みは、この昭和4年の夏から秋にかけての時期に、新年度予算に施行予算を組み込むための折衝過程で、なし崩し的に施行が見送られてしまったように思える。

内閣交代もあって、従来の社会事業調査会ではなく、新たに発足する社会政策審議会に期待しようとした所に、無理があったと言えよう。

#### 注(第2章)

1) 3年調査については、残念ながらおおよその概要結果もわからないが、調査方法や調査票については調査を担当した早崎の論稿がある(早崎八洲「算盤亦謡歡喜之歌」(『社会事業』15巻10号、昭和7年1月に掲載)。また、その調査要綱については、『救護

法参考資料』(綴)中に見ることができる(本稿の資料1の②参照)。

- 2) 注1に記したような事情で、調査結果については、救護者総数(概数)だけが知られているにすぎない。その概数と思われる数値が、15万もしくは16万という救護者数の唯一のデータである。
- 3) 早崎八洲「算盤亦謡歎喜之歌」(『社会事業』15巻10号、昭和7年1月)
- 4) この5年以後に用いられた調査結果については、その概要(『戦前日本社会事業調査資料集成/第三巻』1989年、所収)およびその分析を行なった拙稿「被救護者・要保護者調査」(『戦前の日本社会事業調査』1983年、所収)がある。
- 5) この時期の要救護者数調査についての問題点については、拙稿「要救護者(数)調査の方法と内容」(『戦前日本社会事業調査資料集成/第三巻』1989の「解説」に所収)を参照されたい。
- 6) 3年調査の調査要綱が示している認定標準は、「貧困ノ為生活スルコト能ハザル者トハ大体左記生活所要月額ヲ得ルコト能ハザル者ヲ謂フ」として、次の表を示している。

地 方	世 帯 人 員									
	一 人	二 人	三 人	四 人	五 人	六 人	七 人	八 人	九 人	十 人
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
六大都市	15	24	32	41	48	55	61	66	71	75
六大都市 以外ノ市 部	13	22	30	37	44	50	55	60	64	68
郡 部	9	15	20	25	30	34	38	41	44	47

- 7) 4年調査の調査要綱は、調査の認定標準について、「貧困ノ為生活スルコト能ハザル者ノ範囲ハ大体済生会要治療標準又ハ方面委員要救護者標準等ヲ参酌シテ定ムルコト」としている。  
 なお、済生会要治療標準および方面委員要救護者標準は、各地域(道府県ないし方面委員設置地域)により異なるが、客観的な数値(世帯人員別金額など)で設定しているものは、大都市地域を除いて数少ないのが実態であった。
- 8) 救護法施行令案要綱の原案は、『東京府社会事業協会報』(13巻7号、昭4.7)の「時報」欄に、全文掲載されている。但し、筆者が確認した謄写印刷の原資料はかたかな表記であるが、同志ではひらがな表記に直されている。
- 9) 『社会事業研究』誌(17巻6号、昭4.6)の「社会事業彙報」欄には、「救護法施行準備打合せ」のタイトルで、5月23日の同会の席上で、富田社会局保護課長が「勅令要旨の説明」を行なったとの記事

がある。

- 10) 『社会事業調査会報告(第二回)』(社会局、昭7.3)85—86頁(なお、復刻版は、『戦前期社会事業史料集成』17巻、1989に所収)。
- 11) この時期には、長岡隆一郎社会局長官の異動が6月26日にあり、後任がなかなか決まらないうちに(吉田茂の着任は7月24日)こと、さらには、田中政友会内閣の総辞職と浜口民政党内閣の誕生(7月2日)に伴う新内務大臣(安達謙蔵)の就任などがあった。それらの新長官ないし新内務大臣への引き継ぎ事項として作成されたとも考えられるが、他方では、新内閣の方針で、急遽、社会政策審議会も発足するという時期であった。
- 12) 早崎によれば、「此の調査の結果はまた予算算出に使用されるのであって、七月十日以後深夜業が点々として続いた」と記している(前掲の注3の論稿)。
- 13) 例えば、生活扶助費1,352,235円(年額2,703,792円)の算出のための要救護者数について見ると以下の通りで、調査結果をほぼそのまま使用している。  
 まず、院外要救護者の調査結果は、82,667人であるが、算出に当たってはこのうちから、本子算で新設する救護施設1ヶ所(定員50)への入所者分(3ヶ月の入所、年間数値に換算して約12人強)を除外した数値82,655人弱を使用している。  
 また、院内要救護者の調査結果は、病院・産院が1,981人、一般救護施設は、4,743人(計6,724人)を使用しているほか、別途新設の一般救護施設分として50人(但し、期間は3ヶ月=90日分)を見込んでいる。
- 14) 大正15年以来、社会局長官として4年間在任していた長岡隆一郎の異動(→警視総監へ)の事情は不明だが、この内閣交代直前の異動は、彼が救護法の施行に熱意を持っていたことからすれば、大きな影響を与えたことは確かと思える。
- 15) 社会事業調査会は官制ではなく、閣議決定で設置された内務大臣の諮問機関である。
- 16) 「第一回幹事会議事録」(『社会政策審議資料集』第二巻1988.8所収)。
- 17) 「第一回総会議事録」(『社会政策審議資料集』第一巻1988.8所収)。
- 18) この2点の原資料は、社会局がまとめたと思われる「社会政策審議関係書類(綴)」(未公刊)に含まれているものである。なお、『社会政策審議資料集』(柏書房、1988)には、収録されていない。
- 19) 西成田豊・森武磨「解説」(『社会政策審議資料集』第一巻1988.8所収)。

(1997. 12. 24 受理)

## 資料1 『救護法参考資料』(綴)の目次と綴中の各資料の題名・資料形態

- 編者注> 1. 本資料1は、「救護法参考資料」と墨書された綴表紙を持つB5判の文書綴(昭4.3頃の作成・製本、未公刊)の目次(①)と綴中の各文書の題名と資料形態(②)である。
2. ①は、社会局用箋(B4判)1枚に手書き(ペン字、縦書き)されたものである。この目次の資料題名は、綴中の各資料本文の題名とは異なるものがある(②参照)。
3. ②の各資料には、いずれもその表紙(または本文一頁目)の左上端にナンバリングで目次番号が打印されている。②の資料題名の冒頭の洋数字(番号)は、それを意味する。
4. 以上のほかに、本綴製本後に挟み込まれたと思われる2点の資料(②末尾参照)がある。
5. 資料原文の掲載にあたっては、縦書きを横書きに変えたことおよび旧字を新字に直したほかは、原文のままを原則とした。但し、[ ]内は、編者が補ったものである。後掲の資料2~12も、特に断ったものを除き、同様である。

## ①『救護法参考資料』(綴)の目次

## 目次

- 一 五人組制度の沿革と救貧規定
- 二 七分積金制度関係法令(白川楽翁公)
- 三 寛政四年/明治五年救貧制度
- 四 明治二十三年政府提出窮民救助法案/明治三十年衆議院議員提出恤救法案/同上救貧税法案
- 五 瑞西貧困者救済法案
- 六 現行英独佛救貧法要旨
- 七 救護法制定ノ根本的思想
- 八 救護法案要旨
- 九 救護法案提出理由(議会は於ケル説明)
- 一〇 救護法案(廃案)
- 一一 同[救護法案]
- 一二 六十五歳以上ト定メタル理由
- 一三 養老院收容者年齢別人員調
- 一四 後見人ノ職務ヲ行フニ当リ親族会ノ同意ヲ要スル事項
- 一五 後見人ノ職務ニ関シ後見監督人ニ属スル職務権限
- 一六 救護法仮想的質疑応答
- 一七 救護法逐条説明

## ②『救護法参考資料』(綴)中の各資料の題名と資料形態

- 注1 資料に表紙がある場合は、最初に表紙と記載し「」内にその題名を示した。また、表紙がない場合には、特別の記載なしに、「」内に題名のみを示した。
- 2 表紙に刊行主体名等がある場合は、あわせて「」内に示した。また、「秘」などの朱印や何らかの記載がある場合は、( )内に示した。
- 3 印刷等の方式と判型、頁数(本文のみ)については、題名の次に示した。判型は類似の現JIS規格で示した。
- 4 \*を付したものは、当該資料についての編者(寺脇)の注記である。

- 1 表紙「五人組制度の沿革と救貧規定」 謄写印刷 B5判14頁。
- 2 表紙「(白川楽翁公)/七分積金制度関係法令」 謄写印刷 B5判8頁。
- 3 表紙「寛政四年/明治五年救貧制度」 謄写印刷 B5版8頁。  
\*ほかに、本文の末尾に、「(昭四、三、一九日謄写)」の記載がある。
- 4 表紙「明治二十三年政府提出窮民救助法案/明治三十年衆議院議員提出恤救法案/同上救貧税法案 社会局社会部」 活版印刷 A5判12頁。
- 5 「貧困老年者救済法案ニ関スル件」「貧困老年者救済法案(貧困老年者救済ノ為補助金下付ニ関スル連邦法案)」 タイプ印書 B5判4頁と3頁。  
\*本資料の題名は、目次の題名と異なる。  
\*本資料は、瑞西特命全權大使から外務大臣宛の報告文書から、その報告概要をまとめたもの(前者)と法案(後者)の2点からなっている。
- 6 表紙「現行英独佛救貧法要旨 社会局社会部」 謄写印刷 B5判56頁。
- 7 「救護法制定ノ根本的思想」 謄写印刷 B5判3頁。
- 8 「救護法案要旨」 謄写印刷 B5判7頁。
- 9 表紙「救護法案提出理由」 手書き(墨字)文書 B5判16頁。  
\*目次には、題名の次に「(議会は於ケル説明)」との記載がある。
- 10 表紙「救護法案」(「秘」の朱印と配付No.) 謄写印刷 B5判32頁。  
\*目次には、題名の次に「(廃案)」との書込みがある。昭和3.10の社会局案(③案)。
- 11 表紙「救護法案」(「秘」の朱印) 謄写印刷 B5判30頁。  
\*前掲の10を修正したもの(④案)。
- 12 「一、六十五歳ト定メタル理由」 謄写印刷 B5判3頁。  
\*本資料の題名は、目次の題名と異なる。
- 13 「養老院收容者年齢別人員調」 謄写印刷 B5

判1頁。

- 14 「後見人ノ職務ヲ行フニ当リ親族会ノ同意ヲ要スル事項」「後見人ノ職務執行ニ関シ親族会ニ属スル同意権以外ノ職務権限」 謄写印刷 B5判5頁と3頁。

\* 目次には、後者の題名が省略されている。

- 15 「後見人ノ職務執行ニ関シ後見監督人ニ属スル職務権限」「教育所ニ在ル幼者ニ対スル後見人ノ職務ヲ行フ者」 謄写印刷 B5判2頁と3頁。

\* 目次には、後者の題名が省略されている。

- 16 表紙「救護法仮想的質疑応答 社会局社会部」 謄写印刷 B5判112頁。

- 17 表紙「救護法逐条説明 社会局社会部」 謄写印刷 B5判280頁。

※ 次の2点は、本綴に挟み込まれていたもの。

- i 「要救護者教調要綱」 活版印刷 A4判1頁。

\* 昭和3年調査のもの。

- ii 「救護法の要旨」 タイプ印書 B5判4頁。

## 資料2 「救護法制定ノ根本的思想」、「救護法案要旨」、「救護法案提出理由」

編者注) 1. 本資料2は、資料1の『救護法参考資料』(綴)中の「救護法制定ノ根本的思想」(①)、「救護法案要旨」(②)、「救護法案提出理由」(③)の3点で、それぞれ全文である。

2. 原資料は、①は謄写印刷、B5判3頁、②は謄写印刷、B5判7頁、③はB4判の社会局用箋9枚(表紙分1枚含む)に墨書した手書き文書で、いずれも縦書きである。

### ①「救護法制定ノ根本的思想」(昭4.2-3項)

#### 救護法制定ノ根本的思想

窮民救済ノ事業ハ其ノ初期ニ在リテハ慈善救済ノ根本思想ニ基キテ行ハレタルモ産業ノ発達、社会思想ノ変化セル現代ニ於テハ貧困ノ原因ハ必ズシモ個人的事由ノミニ因ルニアラズシテ社会組織ノ欠陥ニ伴フモノ多カラザルヲ以テ社会ハ其ノ存在ヲ維持シ其ノ福祉ノ増進ヲ期センガ為メニハ連帯ノ責任ヲ有スルモノト云フベク從テ社会ガソノ害悪タル貧困ノ防止救済ニ当ルベキハ当然ナリト云ハザルベカラズ

我国ニ於テハ固有ノ国風ニヨル家族制度及隣保相助ノ美風アリト雖モ更ニ進デ現下ノ社会状態ニ適応セル制度ヲ樹立シ其ノ及バザルヲ補ヒ国民生活ノ安定ヲ期セザルベカラズ

### ②「救護法案要旨」(昭4.3項)

#### 救護法案要旨

救護ヲ受クル者ハ (一)六十五歳以上ノ老衰者 (二)十三歳以下ノ幼者 (三)妊産婦 (四)不具廢疾、疾病傷痍其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者ノ四ト為シタリ即チ勞働能力全然ナキカ又ハ勞働ヲ為スニ著シク支障アル者ニシテ何レモ救護ノ必要止ムヲ得ザル者タリ而テ救護ハ是等ノ者ガ貧困ノ為生活スルコト能ハザル場合ニ限ル但シ是等ノ者ノ扶養義務者ニシテ扶養能力アル場合ニ於テハ原則トシテ救護ヲ為サザルモノトス

救護ヲ行フ者ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村長トシ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ所在地ノ市町村長ヲシテ救護ヲ行ハシムルコトトシタリ

救護ノ方法ハ被救護者ノ居宅ニ於テ行フヲ原則トシ居宅救護ヲ為スコト能ハズ又ハ居宅救護ヲ為スヲ不適当トスル場合ニ於テハ之ヲ道府県、市町村又ハ私人ノ設置スル養老院、孤兒院、病院等ノ救護施設ニ取容シ

又ハ私人ノ家庭等ニ委託シテ救護ヲ行フモノトス是等ノ救護施設ニ対シテハ一面国庫補助、租税免除等ノ特典ヲ与フルト共ニ他面委託ヲ拒否スルコトヲ得ザル等相当ノ負担ヲ為サシメタリ

救護ノ種類ハ之ヲ別チテ (一)生活扶助 (二)医療 (三)助産 (四)生業扶助ノ四種トス就中主要ナルハ生活扶助及医療ナリ妊産婦ニ対シテハ其ノ出産前後一定期間生活扶助ヲ為スノミナラズ分娩ノ補助ヲモ行ハントスルモノナリ仍被救護者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ埋葬ヲ為シタル者ニ対シテ埋葬料ヲ支給シ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ為シタル市町村長ガ埋葬ヲ行フモノトシタリ

救護費ニ要スル費用ハ同一市町村ニ一年以上引続キ居住セル者ニ関シテハ其ノ居住地ノ市町村ノ負担トシ其ノ以外ノ者ニ関シテハ其ノ居住地ノ道府県ノ負担トシラシム尚市町村又ハ道府県ノ負担ヲ負担ヲ考慮シ国庫ハ市町村又ハ道府県ノ負担シタル費用ニ対シ其ノ二分ノ一以内ヲ、道府県ハ市町村ノ負担シタル費用ニ対シ其ノ四分ノ一ヲ補助スルモノトシタリ道府県又ハ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用及私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用ニ対シテモ国庫及道府県ヨリ夫々補助ヲ為スコトセリ以上ニ依リ救護ヲ行フニ當リ濫救漏救ノ弊害ノ伴フヲ避クル為市町村ニ委員制度ヲ設ケ救護事務ニ関シ市町村長ヲ補助セシメントス仍被救ノ適正有効ヲ保持スル為救護ヲ受クル者ニシテ市町村長ノ命令ニ從ハザル場合等ニ於テハ救護ヲ為サザルコトトシ更ニ救護ニ関シテ不正行為ノ行ハルヲ防止スル為特ニ刑罰規定ヲ設ケ一面是等ノ不正行為ヲ取締ルト共ニ他面一般ニ対スル警告ト為シタリ

### ③「救護法案提出理由」(昭4.3項)

#### 救護法案提出理由

国民生活ノ安定ヲ図リ之ガ保護向上ヲ期スル為各種ノ社会政策ヲ実行スルコトハ現下ノ社会状態ニ鑑ミ寛

ニ必要ナルコトト存ジマス就中貧困ニシテ生活能力ナク而カモ扶養者ナキ老幼者病者等ニ対シ保護ノ方法ヲ講ズルガ如キハ最モ緊要適切ナル事柄デアルト信ズルデアリマス然ルニ我國ニ於ケル現行救貧制度トシテハ明治四年太政官達棄兒養育米給与方及明治七年太政官達恤救規則等ガアルニ過ギマセン而シテ其ノ規定ノ内容ハ極メテ不備デアリマシテ今日ノ実情ニ適セズ到底救護ノ目的ヲ達スルコト能ハザル状況ニ在ルノデアリマス依テ之ガ根本的改善ノ主旨ニ基キマシテ救護ニ提案致シマシタルガ如キ救護法ヲ制定セントスルモノデアリマス

本法案ニ関スル主要ナル事柄ヲ略説致シマシレバ「第一」本法ニ依リテ救護ヲ受クル者ハ (一)六十五歳以上ノ老衰者 (二)十三歳以下の幼者 (三)妊産婦 (四)不具痼疾、疾病、傷痍等ニシテ労働ヲ為スニ著シク故障アル者ニ限リ且之等ノ者が貧困ノ為メ真ニ救護ノ必要止ム得ザル者ニ対シテノミ救護ヲ行フノデアリマス

「第二」救護ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村長ヲシテ行ハシムルヲ原則トシテ居住地ナキカ又ハ分明ナラザルガ如キ特殊ノ場合ニ於テハ現在地ノ市町村長ヲシテ行ハシムルコトニ致シマシタ尚濫救漏救ノ弊害ヲ除去シ救護ノ適正ヲ期スル為メ救護ニ関スル委員ヲ置キ救護事務ヲ補助セシムルコトトシタノデアリマス

「第三」救護ノ方法ハ被救護者ノ居宅ニ於テ行フヲ

原則ト致シマシテ例外ノ場合ニハ道府県、市町村又ハ私人ノ設置スル養老院、施療病院、育児院等ノ救護施設ニ収容又ハ委託シテ救護ヲ行フノデアリマス而シテ是等ノ救護施設ニ対シマシテハ一面国庫補助、租税免除等ノ特典ヲ与ヘテ之ヲ助成スルト共ニ他面委託ヲ拒否スルコトヲ得ザル等相当ノ制限ヲ設ケタノデアリマス又救護ノ種類トシテハ (一)生活扶助 (二)医療 (三)助産 (四)生業扶助ノ四種ト致シマシタガ就中主要ナルハ生活扶助ト医療トデアリマス

「第四」救護ニ要スル費用ハ市町村ノ負担トシ特別ノ場合ニ限リ道府県ノ負担トシ之ニ対シテ国庫ヨリハ道府県及市町村ノ負担シタル費用ニシテ其ノ二分ノ一以内ヲ、道府県ハ市町村ノ負担ニ対シ其ノ四分ノ一ヲ補助シ道府県、市町村又ハ私人ノ設置シタル救護施設ニ対シテモ国庫及道府県ヨリ夫々補助ヲ為スコトトシタノデアリマス

以上ハ法案ノ大要デ御座イマスガ尚今更申上グル迄モナク我國ニ於キマシテハ古来ノ美風タル家族制度及隣保相扶ノ情誼ガ存シテ居ルノデ御座イマス本法案ハ実ニ之等ノ醇風美俗ヲ尊重スルト共ニ更ニ進ンデ現在社会ノ実情ニ適応セル制度ヲ確立シ其ノ及バザルヲ補ウテ以テ国民生活ノ不安ト思想ノ動揺ヲ防止スルニ努メントスル趣意ニ外ナラヌノデアリマス何卒御審議ノ上速ニ御協賛アラシムコトヲ切望致シマス

### 資料3 「救護法仮想的質疑応答」(社会局社会部、昭4.2頃)抄

- 編者注> 1. 本資料3は、資料1の『救護法参考資料』(綴)中の「救護法仮想的質疑応答」の一部(「一般的質疑」の部分の全文)である。
2. すなわち、原資料には目次にあたるものがないが、冒頭に「一般的質疑」部分が置かれ、以下、「第一章 被救護者」～「第六章 雑則」の順で、各個別条項関係の質疑部分が置かれている。ここに掲載したものは、全体のほぼ5分の1の分量にあたる。
3. 原資料は、謄写印刷、B5判112頁。横書きに直すに際し、原文が強調のために付した傍線は下線に変更するなどした。

〔表紙〕

救護法仮想的質疑応答

社会局社会部

〔本文〕

#### 一般的質疑

質疑一、救護法制定ノ必要如何

(答) 近時社会経済事情ノ変遷ニ伴ヒ貧困者ノ数益々増加ノ傾向ニ在リ、国民生活ノ不安ハ延テ思想ノ悪化ヲ齎シ人心ノ動揺漸ク著シカラントス、然ルニ現今ノ救護法制タル恤救規則ハ規定不備ニシテ被救助資格ノ嚴重ナルコト、給与額ノ過少ナルコト、救助主体ノ不明ナルコト等ノ欠点ヲ有シ到底今日ノ現状ニ即セサル有様ナリ、依テ近代ノ事情ニ適応セル法制ヲ立テテ貧困者ノ生活ヲ保障シ思想ノ安定ヲ期セントス

質疑二、凡テノ貧困者ヲ救済スルモノナリヤ

(答) 然ラズ、「貧困」ナル語ハ確然タル定義ヲ下シ難キヲ以テ俗ニ貧困者ト称スル者ノ中ニモ種々ノ程度アリテ凡テ之ヲ救助スルコトハ到底能ハサル所ナリ、本法ノ目的トスル所ハ所謂貧困者中特ニ救助ヲ要スベキ者即チ労働能力無キ為生活スルコト能ハサル者ニ限定セントス、本法第一条ノ列挙ハ此ノ趣旨ニ出ヅルモノナリ

質疑三、救護法制定ノ根本的思想如何

(答) 窮民救済ノ事業ハ其ノ初期ニ在リテハ慈善救済ノ根本思想ニ基キテ行ハレタルモ産業ノ発達、社会思想ノ変化セル現代ニ於テハ貧困ノ原因ハ必ズシモ個人的事由ノミニ因ルニアラスシテ社会組織ノ欠

陥ニ伴フモノ勸カラサルヲ以テ社会ハ其ノ存在ヲ維持シ其ノ福祉ノ増進ヲ期センガ為メニハ聯帯ノ責任ヲ有スルモノト云フヘク從ツテ社会ガ其ノ害悪タル貧困ノ防止救済ニ当ルヘキハ当然ナリト云ハサルヘカラス

我國ニ於テハ固有ノ国風ニヨル家族制度及隣保相助ノ美風アリト雖モ更ニ進ンデ現下ノ社会状態ニ適応セル制度ヲ樹立シ其ノ及ハサルヲ補ヒ相俟テテ国民生活ノ安定ヲ期セサルヘカラス

#### 質疑四、社会保険制度トノ関係如何

(答) 社会保険制度ハ、救護法ニ優ルモノアルモ社会保険ト救護法ハ自ラ其ノ分野ヲ異ニシ最低限度ノ保険料ヲモ支払ヒ得サルモノ又ハ被保険資格ナキ者ハ其ノ制度アルモ此ノ恩恵ニ浴スルヲ得ス保険制度発達スルモノニヨリ救済スル能ハサル範圍ノ者ニ就テハ依然救済法制ヲ必要トス

我國ニ於テモ将来社会保険制度ヲ漸次確立スル要アルモ其ノ制定ノ曉ニ於テモ上述ノ如ク (一)此ノ制度ニヨリ救済ヲ受ケ得サルモノアリ又 (二)其ノ制定迄ハ保険制度ニヨリ救済ヲ受ケタルヲ至当トスル者ヲモ或範圍迄救助スル必要アルヲ以テ先ツ救護法ヲ制定セントス

#### 質疑五、失業者ヲ救護法ヨリ除キタル理由如何

- (答) (1) 労働能力アル者ニハ労働ノ機会ヲ得シムル方策例ハ職業紹介機関ノ充実生産的失業者救済事業ノ興起等ヲ上乘トス
- (2) 労働機会ナキ者ニハ成ルヘク保険制度ニ依ルヲ可トス
- (3) 労働能力者ヲ本法ノ如キニ依リ救済スルハ惰民養成ノ弊ヲ生スル虞アリ
- (4) 失業者ト労働忌避者トハ實際上區別ノ認定ニ困難アリ失業者ヲ本法ノ客体トセバ労働忌避者ヲモ本法ニ入ルル虞アリ
- (5) 失業者ヲ救護法ニ依ッテ救助スルハ国家財政ノ現況ヨリ考慮スルモノ不可能ナリ

#### 質疑六、労働忌避者対策如何

(答) 労働忌避者ニ對シテハ単ニ救助ヲ以テ臨ムトキハ益々惰民養成ノ弊ヲ生スルヲ以テ寧ロ強制労働制度等ノ制裁的立法ヲ以テ臨ムヲ必要トス。然レトモ強制労働ニ関スル法制ハ種々ノ困難ヲ伴フヘキヲ以テ将来ニ於テ講究セントス

#### 質疑七、本法施行ニ依リ惰民養成ニ陥ルコトナキカ

- (答) 救護法ヲ施行スルニ當リ最モ注意スヘキハ惰民養成ノ風ヲ生ゼシメサルニ在リ。本法ハ斯カル弊害ヲ防止スル為左記ノ如キ嚴重ナル制限ヲ設ケツツアリ
- (1) 救護ノ客体ヲ嚴重ニ規定シテ労働能力者ハ凡テ本法ヨリ除外セルコト

- (2) 救護開始及救護施行時ノ被救助者ノ調査監督、委員制度ノ確立ニヨリ惰民ノ養成トナラサル様努メタルコト
- (3) 懲戒の規定並ニ罰則ニ依リ更ニ以上ノ趣旨ノ徹底ヲ期シタルコト
- (4) 資力アルニ拘ハラス救護ヲ受ケ又ハ救護ヲ受ケタル後資力アルニ至レルトキハ救護費用ヲ追徴スルコトトシ濫救ヲ戒メ財政ノ調和ヲ計リタルコト

質疑八、本法施行ニ依リ我が国古来ノ純〔淳〕風美俗ヲ害スルコトナキヤ

(答) 救護法実施ニ依リテ古来ノ美風ヲ毀損スルハ大ニ戒心スヘキ所ナリ。依テ本法ハ左記ノ諸点ヲ高唱セントス

- (1) 扶養義務者ニ能力アル限り扶養ヲナサシム
- (2) 居宅救護ヲ原則トシ自然的環境ヲ尊重シタル
- (3) 社会事業ノ公私並進主義ヲ認メ志士仁人ノ救助ヲ認メタルコト

質疑九、本法ハ貧民救助ニ付国家ノ義務ヲ認メタルモノナリヤ

(答) 貧民ノ救助事業ノ如キハ単ニ個人ノ博愛慈善等ニ放任スヘキモノニアラスシテ社会全体ガ聯帯責任ヲ有ス從ツテ国家公共団体共ニ貧民救助ニ付テハ夫々責任ヲ有スルモノト云フヘシ、而シテ本法ハ左記ノ理由ニ依リ救護ヲ以テ国ノ事務トナスヲ適當ト認メ其ノ趣旨ニテ立案シタル

- (1) 市町村ハ財政的ニ貧弱ナルヲ免レサルヲ以テ充分救護ノ実ヲ舉ゲ得サルニ至ル虞アリ国家ガ充分ナル資源ヲ以テ国ノ事務トシテ之ヲ施行スルヲ優レリトス
- (2) 市町村ニ一定ノ住所ナク放浪スル者ノ如キハ市町村住民タラサルヲ以テ結局国家ニ於テ之ヲ救護スヘキモノナルヘシ

質疑十、国内ノ外国人ハ本法ニテ救護スルヤ

(答) 本法ニ於テハ貧困ナル外国人ハ之ヲ救助セサル趣旨ヲ以テ立案シタルモノナルモ本法ノ条文ニ之ヲ明カニ掲クルハ適當ナラサルヲ以テ本法実施ニ當リ適宜外国人ニハ本法ニ依ル救護ヲ行ハサル如ク運用セントス

質疑十一、殖民地ニハ本法ヲ施行スルヤ

- (答) 殖民地ハ内地ト事情ヲ異ニスルヲ以テ本法ヲ適用セス(根拠ニ付テハ左ノ法令参照ノコト)但シ将来其ノ必要ヲ生スル場合ニ於テハ相当考慮スヘシ
- 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル件(明治四十四年三月二十五日法律第三十号)
- 第四条 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル件(大正十年三月十五日法律第三号)

第一条 法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律(明治四十年三月二十九日法律第二十五号)

法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(以下略)

質疑十二、本法施行ニ依リ多数ノ貧民ガ殖民地ヨリ内地ニ移入スル虞ナキヤ

(答) スカル真全然無キニシモ非ズ、但シ本法ハ前述ノ如ク元来労働能力ナキカ為生活シ能ハサル者ノミヲ救護スル趣旨ニシテ嚴重ナル制限ヲ置キタルヲ以テ労働ヲ忌避シ救護ヲ受ケツツ安逸ノ生活ヲ送ラントスル者ノ如キハ当然救護ノ目的外ナレハ此カ為特ニ救護費用ノ膨張ヲ来シ其ノ負担ニ堪ヘサルガ如キコトナカルベシト信ス

質疑十三、私的救済事業トノ関係

(答) 本法ニ於テハ私的救済事業ヲモ取り入レ本法ノ救護ヲ行ハンメ之ニ対シテハ救護費用ヲ支出スルノミナラス相当ノ助成方法ヲ講シタリ従ッテ従来財政難ニ苦メル私的救済事業ハ財源ニ余裕ヲ生シ其ノ余力ヲ以テ従来救護ヲ受け得サリシ者ニモ及ボスコトヲ得ヘシ又本法ノ救護ヲ為ササル私的救済事業ニ付テモ之カ経営ハ全ク私人ノ自由ニ任カセ他ノ方法ニ依リ発達ヲ促進セントス即チ救護事業ニ付テハ公私ノ両事業並立ヲ以テ進マントス

質疑十四、本法ハ貧民ニ対シ救護ヲ受クル権利ヲ認メタルモノナリヤ

(答) 然ラス。近代社会ノ実情ニ鑑ミ又外国ノ立法例ニ徴スルトキハ貧民ノ救護ヲ以テ国家又ハ公共団体ノ任意ニ委ヌルコト能ハサルハ真ニ明カナリ。依テ本法ハ救護義務ヲ市町村長ニ負担セシメタルモノニシテ本法ニ該当スル者ナル限りハ市町村長ハ之ヲ救護スヘキ義務アルナリ。但シ之ヲ以テ直ニ貧民ニ

救護ヲ受クルノ権利ヲ認メタルモノト論断スルコトヲ得ス。貧民ハ本法ニ依リ市町村長カ救護義務ヲ負フ結果救護ヲ受クベキ地位ニ在ルニ過ギザルナリ。

質疑十五、救護法ト他ノ救済法規トノ関係如何

(一) 罹災救助基金法水難救護法トノ関係如何

(答) 罹災救助ハ非常災害時ニ於テ貧富ニ拘ハラズ之ヲ行フモノニシテ本法トハ全然其ノ目的ヲ異ニスルモノナリ故ニ本法ニ依リ救護ヲ受クル者ト雖本法及罹災救助ノ双方ヨリ救助ヲ受クルコトヲ得ルナリ

(二) 行旅病人及行旅死亡人取扱法トノ関係如何

(答) 行旅病人及行旅死亡人取扱法ハ行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ナク且救護者ナキ者並ニ行旅中死亡シ引取者ナキ者ノ処置ニ関スルモノニシテ之ガ対象タルベキ者ハ大部分貧困者ナルモ、一般救護ヲ目的トスル本法トハ其ノ目的対象等ニ於テ異ニスル所アルヲ以テ兩法ハ独自ノ領域ヲ有スルモノナリ

(三) 軍事救護法癩兵院法トノ関係如何

(答) 此等ノ法律ハ国家ニ軍功アリタル者又ハ其ノ遺家族ヲ救護セントスルモノナルヲ以テ救護ノ対象自ラ限定セラレ、本法ニ優先シテ此等ノ法律ニ依リ救護セラルルモノトス

(四) 伝染病予防法、結核予防法、精神病者監護法、癩子防ニ関スル件トノ関係如何

(答) 此等ノ法律ハ特殊ノ対象ノ救護ヲ目的トスルモノナルヲ以テ、一般的救護法タル本法ニ対シテ特別法ノ関係ニ立ツモノナリ。

(五) 北海道旧土人保護法トノ関係如何

(答) 北海道旧土人保護法ハ特殊ノ対象ノ救護ヲ目的トスルモノナルヲ以テ本法ニ対シテ特別法トシテ優先的ニ適用セラルルモノナリ。

\* [以下に続く、第一章～第六章の各個別条項関係の質疑は、省略した]

#### 資料4 要救護者数調査結果(昭和4年) 抄

编者注> 1. 本資料4(①～④)は、社会局がまとめた「昭和五年度救護費補助予算参考書」(謄写印刷、昭4.7頃)に見られる要救護者数調査(昭4)の集計結果を抄録したものである。

2. 同「参考書」中には、この4点のほか、⑤六大都市要救護者数(院外)、⑥市部(六大都市ヲ除ク)要救護者数(院外)、⑦郡部要救護者数(院外)の3点がある(⑤と⑥は、個別都市の数値)が、これら⑤～⑦は紙面の関係で省略した。

3. これらの集計結果には、期日までに調査結果の報告が間に合わず、それに代わる推計値が一部含まれている(別表5を参照)。

4. 昭和4年5～6月に実施された要救護者数調査の集計結果としては、ここに見られるデータが、最も早くまとめられたものである。他にも、「昭和六年度救護費予算参考書」などにも若干数値が異なる集計結果が見られる(『戦前日本社会事業調査資料集成/第三巻』1989年に所収の「要救護者数調査結果(昭和四年)」参照)。

5. ①～④の原資料は、いずれもB4判大1枚の表であるが、①～③は横書き（数値は洋数字）であるのに対し、④は縦書き（数値は漢数字）である。

## ①要救護者調査表〔総数〕

該当種別	満六十五歳以上の老衰者	満十三歳以下の幼者	妊婦	産婦	不具疾	疾病	傷 瘕	心神耗弱・著シキ身体虚弱	乳児哺育ノ母	計
満六十五歳以上の老衰者	21,448					3,940	161			25,549
満十三歳以下の幼者		36,058				1,642	110			37,810
妊 婦			708			77	12			797
産 婦				591		76	12			679
不 具 癈 疾					5,350	599	100			6,049
疾 病						11,623				11,623
傷 瘕							579			579
心神耗弱・著シキ身体虚弱						756	66	3,758		4,580
乳児哺育ノ母						182	15		1,528	1,725
計	21,448	36,058	708	591	5,350	18,895	1,055	3,758	1,528	89,391

注) 原資料では、表頭・表側両欄の「心神耗弱・著シキ身体虚弱」は、原資料では「心神耗弱ナルモノ又ハ著シキ身体虚弱ナルモノニテ勞務ヲ行フニ故障アルモノ」となっている(②も同じ)。

## ②要救護者調査表(院外)

該当種別	満六十五歳以上の老衰者	満十三歳以下の幼者	妊婦	産婦	不具疾	疾病	傷 瘕	心神耗弱・著シキ身体虚弱	乳児哺育ノ母	計
満六十五歳以上の老衰者	20,428					3,484	155			24,067
満十三歳以下の幼者		33,567				1,458	99			35,124
妊 婦			675			74	12			761
産 婦				451		69	11			531
不 具 癈 疾					5,033	578	99			5,710
疾 病						10,052				10,052
傷 瘕							462			462
心神耗弱・著シキ身体虚弱						706	64	3,465		4,235
乳児哺育ノ母						182	15		1,528	1,725
計	20,428	33,567	675	451	5,033	16,603	917	3,465	1,528	82,667

③要救護者数表(院内)

該 当 種 別	病 院			産 院			一般救護施設			計		
	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計
六十 五 歳 以上ノ老 者 同 同 上 上 疾 傷 病 痲 計	—	—	—	—	—	—	95	925	1020	95	925	1020
	6	87	93	—	—	—	75	288	363	81	375	456
	—	4	4	—	—	—	—	2	2	—	6	6
	6	91	97	—	—	—	170	1215	1385	176	1306	1482
十 三 歳 以下ノ幼 者 同 同 上 上 疾 傷 病 痲 計	2	19	21	58	6	64	159	2247	2406	219	2272	2491
	24	107	131	—	3	3	7	43	50	31	153	184
	2	4	6	—	—	—	—	5	5	2	9	11
	28	130	158	58	9	67	166	2295	2461	252	2434	2686
妊 同 同 上 上 疾 傷 婦 病 痲 計	2	7	9	8	14	22	—	2	2	10	23	33
	—	2	2	1	—	1	—	—	—	1	2	3
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	9	11	9	14	23	—	2	2	11	25	36
産 同 同 上 上 疾 傷 婦 病 痲 計	6	25	31	86	18	104	2	3	5	94	46	140
	1	4	5	2	—	2	—	—	—	3	4	7
	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1
	8	29	37	88	18	106	2	3	5	98	50	148
不 具 癱 疾 疾 病 痲 計	8	20	28	—	—	—	39	250	289	47	270	317
	—	1	1	—	—	—	1	19	20	1	20	21
	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1
	8	21	29	—	—	—	41	269	310	49	290	339
疾 病	219	1103	1322	—	—	—	121	128	249	340	1231	1571
傷 痲	57	41	98	—	—	—	7	12	19	64	53	117
精神耗弱・著シキ身体虚弱 同 同 上 上 疾 傷 病 痲 計	—	15	15	—	—	—	1	34	35	1	49	50
	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	—	9	9	—	—	—	50	234	284	50	243	293
	—	26	26	—	—	—	51	268	319	51	294	345
計	328	1450	1778	155	41	196	558	4192	4750	1041	5683	6724
施 設 数	13	51	64	6	4	10	22	182	204	41	237	278

④道府県別要救護者総数

道府県別	院 外 該 当 者 数			院内該 当者数	計	道府県別	院 外 該 当 者 数			院内該 当者数	計
	六大都 市	其ノ他ノ 市部	郡 部				六大都 市	其ノ他ノ 市部	郡 部		
北海道	—	1,804	925	93	2,922	山形	—	331	925	56	1,312
東京都	3,931	125	1,801	2,225	8,082	秋田	—	293	961	44	1,298
大阪府	2,494	39	1,037	269	3,839	福井	—	223	772	16	1,011
神奈川県	4,137	245	635	759	5,776	石川	—	592	1,429	187	2,208
兵衛	2,891	426	1,513	516	5,346	富山	—	134	742	48	924
長崎	2,309	435	2,356	218	5,318	鳥取	—	451	852	52	1,355
新潟	—	1,396	1,080	128	2,604	根島	—	49	1,232	61	1,342
埼玉	—	961	1,329	45	2,335	岡山	—	311	1,526	58	1,895
千葉	—	136	1,378	15	1,529	山梨	—	337	963	133	1,433
茨城	—	406	683	190	1,279	伊豆	—	278	733	39	1,050
栃木	—	235	1,271	35	1,541	和歌山	—	211	731	82	1,024
群馬	—	78	832	28	938	徳島	—	236	766	79	1,081
埼玉県	—	50	534	36	620	香川	—	84	716	24	824
東京都	—	64	171	90	325	愛媛	—	455	600	15	1,070
千葉県	—	304	1,946	58	2,308	高知	—	103	445	59	607
静岡県	2,289	496	2,070	164	5,019	福岡	—	943	1,845	49	2,837
山梨	—	482	1,499	78	2,059	宮分	—	148	533	36	717
滋賀	—	94	711	—	805	大佐	—	230	1,646	66	1,942
岐阜	—	37	667	34	738	佐賀	—	54	1,186	125	1,365
長野	—	393	1,067	52	1,512	熊本	—	35	357	—	392
富山	—	330	1,051	64	1,445	鹿兒	—	49	853	59	961
石川	—	441	1,318	151	1,910	島	—	210	419	—	629
福井	—	138	690	41	869	沖	—	—	—	—	—
山梨	—	10	1,198	39	1,247	計	18,051	15,700	48,916	6,724	89,391
長野	—	818	922	8	1,748						

注> 原資料(縦書き、数値は漢数字)を横書きに改める際に、数値は洋数字に直した。

資料5 「救護法に関する件」(昭4.7頃)

- 編者注> 1. 本資料5は、「救護法に関する件」と題された文書(日付記載なし)である。内容からすると、昭和4年6月の社会事業調査会特別委員会での「救護法施行令案要綱」の審議・決定直後の7月頃に、社会局が作成した文書と思われる。この文書は、後掲の資料12などと一緒に保存されているが、特定の文書綴中に収録されているものではなく、単独の文書と思われる。
2. 原資料は、B5判の社会局用箋6枚に、タイプ印書したものである。
3. 原文は縦書きで、数字はすべて漢数字であるが、横書きで掲載するにあたって、特定の数値(二の要救護者数と三の救護経費概算)のみは、洋数字に直した。

<p>救護法に関する件</p> <p>一、救護法要旨</p> <p>(一) 救護を受ける者は、貧困の爲生活すること能はざる (1)六十五歳以上の老衰者 (2)十三歳以下の幼者 (3)妊産婦 (4)不具廃疾、疾病、傷痍其の他精神又は身体の障碍に因り労務を行ふに故障ある者の四種とし真に救護の必要止を得ざる者のみに限定したり</p> <p>(二) 救護機関は救護を受くべき者の居住地の市町村長とし居住地なきとき又は居住地分明ならざるときは其の現在地の市町村長をして救護を行はしむることとしたり</p> <p>(三) 救護の方法としては居宅に於て行ふを原則とし居宅救護を爲すこと能はず又は不適當とする場合に於ては公私の養老院、孤児院、病院等の救護施設に収容し又は私人の家庭に委託して救護を行ふものとす</p> <p>(四) 救護の種類は之を分ちて (1)生活扶助 (2)医療 (3)助産 (4)生業扶助の四種とし仍被救護者が死亡したる場合には其の者の埋葬を爲したる者に対して埋葬費を支給することを得るなり</p> <p>(五) 救護費の負担に付ては同一市町村に一年以上引き続き居住せる者に関しては其の居住地の市町村の負担とし其の他の者に関しては道府県の負担とす。</p> <p>而して之等救護費に対する補助としては国庫は市町村又は道府県の負担したる費用に対し其の二分の一以内を、道府県は市町村の負担したる費用に対し其の四分の一を補助し又私人の設置したる救護施設の設備に要する費用に対しても国庫及道府県は以上と同率の補助を爲すこととしたり</p> <p>二、救護法該当要救護者数</p> <p>救護法該当の要救護者数に付ては本年六月調査要綱を示し全国市町村をして調査せしめたるが其の結果は次の如し</p> <table border="0"> <tr> <td>六十五歳以上の老衰者</td> <td>25,549人</td> </tr> <tr> <td>十三歳以下の幼者</td> <td>37,810人</td> </tr> <tr> <td>妊産婦</td> <td>1,476人</td> </tr> <tr> <td>不具廃疾、疾病、傷痍其の他精神又は身体の障碍に因り労務を行ふに故障ある者</td> <td>22,831人</td> </tr> </table>	六十五歳以上の老衰者	25,549人	十三歳以下の幼者	37,810人	妊産婦	1,476人	不具廃疾、疾病、傷痍其の他精神又は身体の障碍に因り労務を行ふに故障ある者	22,831人	<table border="0"> <tr> <td>乳児哺育の母</td> <td>1,725人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89,391人</td> </tr> </table> <p>三、救護法施行に要する経費概算</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫費</td> <td>3,999,978円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(但し、国庫補助の率を) 二分の一として計算)</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td>救護費</td> <td>3,617,526円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設費</td> <td>98,251円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員費</td> <td>83,350円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>社会局費</td> <td>63,151円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方庁費</td> <td>137,700円</td> </tr> <tr> <td>道府県費</td> <td>1,970,624円</td> </tr> <tr> <td>市町村費</td> <td>1,828,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(現に道府県及市町村の) 救護に要する費用は、 1,920,000円なり)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,799,102円</td> </tr> </table> <p>四、救護法の制定及其後の経過</p> <p>救護法案は第五十六回帝國議會に於て漸く本年三月十四日に至り提出せられたるが本案は衆議院に於ては一二質問の後直ちに委員附託となりたり委員会においては種々審議の後本法の施行期日を明確にすべしとの意見あり結局「本法は昭和五年度より之を実施すべし」との附帯決議をなせり之に対し民政党側よりも行政財政の整理其の他に依り恒久的財源を確立するの意味に於て之に賛し政府も亦之に同意を与へ満場一致原案に賛成せり衆議院本會議に於ても亦委員会決議通り何等の異議なく可決直ちに貴族院に送附せられたり</p> <p>貴族院に於ても本會議及委員会を通じて慎重に審議せられたるが一人の反対者なく委員会に於ては実施を速にすべしとの希望等もあり之亦満場一致三月二十三日可決せられたり</p> <p>斯くして救護法案は極めて短時日の間に両院を通過し本年四月二日には法律第三十九号を以て公布を見るに至れり社会局に於ては法律公布後本法は昭和五年度より施行せらるべき見込を以て直ちに施行勅令案の起草に着手し社会局案を得たるを以て其の要綱は之を六月十九日開会の社会事業調査会に諮問し</p>	乳児哺育の母	1,725人	合計	89,391人	国庫費	3,999,978円	(但し、国庫補助の率を) 二分の一として計算)		内訳	救護費	3,617,526円		施設費	98,251円		委員費	83,350円		社会局費	63,151円		地方庁費	137,700円	道府県費	1,970,624円	市町村費	1,828,500円	(現に道府県及市町村の) 救護に要する費用は、 1,920,000円なり)		合計	7,799,102円
六十五歳以上の老衰者	25,549人																																							
十三歳以下の幼者	37,810人																																							
妊産婦	1,476人																																							
不具廃疾、疾病、傷痍其の他精神又は身体の障碍に因り労務を行ふに故障ある者	22,831人																																							
乳児哺育の母	1,725人																																							
合計	89,391人																																							
国庫費	3,999,978円																																							
(但し、国庫補助の率を) 二分の一として計算)																																								
内訳	救護費	3,617,526円																																						
	施設費	98,251円																																						
	委員費	83,350円																																						
	社会局費	63,151円																																						
	地方庁費	137,700円																																						
道府県費	1,970,624円																																							
市町村費	1,828,500円																																							
(現に道府県及市町村の) 救護に要する費用は、 1,920,000円なり)																																								
合計	7,799,102円																																							

たり同調査会は更に之を特別委員会に附託したるが  
特別委員会は二回に亘り審議を重ね既に其の成案を

得たるを以て近々総会に附議の上決定を見る予定な  
り

資料6 「昭和五年度救護法施行準備関係資料」(綴)の目次と各資料の題名・資料形態、「救護法施行ニ伴フ経費  
予算」(抄)、「予算参考書」目次(いずれも、昭4.7頃)

編者注> 1. 本資料6は、「昭和五年度救護法施行準備関係資料」(綴)の目次(①)とそこに含まれる各  
文書の題名・資料形態(②)および綴中の「救護法施行ニ伴フ経費予算」の一部(③)、「昭  
和五年度救護費補助予算参考書」の目次(④)である。

2. 本文書綴の原資料には、表紙および題名の記載がない(1枚目が目次)が、ここでは編者の  
責任で、その内容に見合う「昭和五年度救護法施行準備関係資料」(綴)という題名を付した。  
綴の作成・製本は、昭和4年7月頃と思われる。

3. ①の目次は、社会局用箋(B5判)に、手書き(ペン字)したものである。

①「昭和五年度救護法施行準備関係資料」(綴)の目次

- 目次
- 一、救護法
  - 二、救護法施行令案要綱
  - 三、救護法施行ニ伴フ経費予算
  - 四、同上 参考書

モアリ本法ハ本年度ヨリ之ヲ施行セントス 右ニ伴  
フ経費ヲ要ス

救護法施行ニ伴フ昭和五年度所要経費概算(十月一  
日ヨリ施行)

[縦書きの表、B5判7頁分、資料7の①に掲載]

救護法施行ニ要スル局費ノ増

[縦書きの表、B5判4頁分、資料7の①に掲載]

救護法施行ニ要スル地方庁費ノ増

[縦書きの表、B5判4頁分、資料7の①に掲載]

②「昭和五年度救護法施行準備関係資料」(綴)に含  
まれる資料の題名と資料形態

1 表紙「救護法案」[「案」の文字抹消]活版印刷  
B5判 11頁

\* 末尾に「救護法案理由書」添付

\* 本来の原資料は議会に提案されたもの

2 表紙「救護法施行令案要綱」 謄写印刷 B5  
判 23頁

\* 社会事業調査会特別委員会の修正案

3 「表紙なし・本文一頁目」「一、救護法施行ニ  
伴フ経費」 謄写印刷 B5判 18頁

\* 目次の題名とは異なる。

\* 以下の③および資料7の①に、一部を掲載。

4 表紙「昭和五年度救護費補助予算参考書」 謄  
写印刷

\* 9点の資料を含む文書綴、以下の④に目次等  
を掲載。

④「昭和五年度救護費補助予算参考書」の目次  
参考書目次

- 一、国及公共団体経費負担額
- 二、要救護者ニ関スル経費算出基礎
- 三、要救護者表(院外、院内総数)
- 四、同上(院外)
- 五、同上(院内)
- 六、道府県別要救護者総数
- 七、六大都市要救護者数(院外)
- 八、市部(六大都市ヲ除ク)要救護者数(院外)
- 九、郡部要救護者数(院内)

\* 各資料は、すべて謄写印刷であるが、判型と本  
文の頁数等は以下の通りである。判型の次の  
「縦」=縦書き(漢数字)、また「横」=横書き  
(洋数字)を意味する。

No. 1 B5判縦2頁 No. 2 B4判横7枚

No. 3 B4判横1枚 No. 4 B4判横1枚

No. 5 B4判横1枚 No. 6 B4判縦1枚

No. 7 B5判縦2頁 No. 8 B5判縦9頁

No. 9 B4判縦1枚

\* 目次No. 1の「国及公共団体経費負担額」は後掲  
の資料7の②として掲載してある。

\* 目次No. 3~6の4点の要救護者表は、前掲の資  
料4の①~④として掲載してある。

③救護法施行ニ伴フ経費予算 抄

一、救護法施行ニ伴フ経費

第五十六回帝国議会ノ協賛ヲ経テ新ニ制定セラレ  
タル救護法ハ昭和四年四月二日法律第三十九号ヲ以  
テ公布セラレタリ而シテ現行救貧制度ハ其ノ制定古  
ク内容不備ニシテ現下社会ノ実情ニ適セズ且最近社  
会経済事情ノ変遷ニ伴ヒ国民生活不安ノ度益々深刻  
ヲ加ヘ思想ノ趨向漸ク矯激ニ赴カントシ窮民ノ数著  
シク増加ノ傾向ヲ示ス救護法ノ協賛ニ際シテハ特ニ  
昭和五年度ヨリ之ヲ実施スベントノ附帯決議ノ次第

資料7 救護法施行に要する昭和五年度所要経費(昭5.10.1施行案)

编者注> 1. 本資料7は、社会局「救護法施行=伴フ経費」(資料6の③)中の「昭和五年度所要経費概算」関係経費を编者(寺協)がまとめたもの(①)と社会局「昭和五年度救護費補助予算参考書」(昭4.7頃)(資料6の④)中の「国及公共団体経費負担額(救護法施行=伴フ一年所要経費概算)」(②)である。  
2. ①②とも原資料は縦書きだが、横書きに改めた際、数値の漢数字は洋数字にした。また、配列順等は若干変更したものがある。なお、①の細目区分(\*印のもの)とその金額および[年額]欄は原資料にはないが、编者(寺協)が参考(後掲の資料9・10などとの比較)のために、算出基礎中の数値を利用して作成した。

①「救護法施行=伴フ昭和五年度所要経費概算(昭和五年十月一日ヨリ施行)」[抄]

款 項	金 額	[年 額]	算 出 基 礎 [主なものを抄、細部は省略]
歳出経常部 補助費	円 1,922,400	円 3,799,127	6ヶ月分(新設施設は3ヶ月分) 補助率=1/2 院外:一人一日15銭 延30,168,955人分(1,131,336) 病院:産院:同50銭 延723,065人分(90,384) 一般救護施設:同30銭 延1,731,195人分(129,840) 新設一般施設:同30銭 延4,500人分(3ヶ月分)(675) 外来:一人一日15銭 延6,394,800人分(239,805) 病院:産院:一人一日50銭 延624,880人分(78,110) 院外:一人7円 49,275人分(86,232) 産院・病院:一人一日50銭 延67,160人分(8,395) 一人20円 640人分(3,200) 一人7円 23,500人分(41,125) 補助率=2/1 病院・産院:一人一日35銭 延176,295人分(15,426) 一般施設:一人一日22銭 延203,670人分(11,202) 新設一般施設:一人一日22銭延4,500人分(3ヶ月)(495) 建築費・初度調弁費・敷地購入費 一ヶ所分(50人収容):計89,000円(44,500) 補助率=1/2 実費弁償:一人年10円 16,670人分(41,675)
救護費補助	1,922,400	3,799,127	
救護費補助*	1,809,102	3,617,526	
生活扶助費*	1,352,235	2,703,793	
医療費*	317,915	635,830	
助産費*	94,627	189,253	
生業扶助費*	3,200	6,400	
埋葬費*	41,125	82,250	
施設費補助*	71,623	98,251	
事務費*	27,123	53,751	
建設費*	44,500	44,500	
委員費補助*	41,675	83,350	
社会局 俸給	63,151 23,060	63,151 23,060	12ヶ月分 奏任:13,060(書記官1人、事務官3人) 判任:10,000(属10人) 庁費:9,540 初度調弁費:3,150 内国旅費:8,200 雑給:17,201(嘱託3人、雇員15人、傭人9人) 雑費:2,000
地方庁 俸給	137,700 54,000	137,700 54,000	12ヶ月分 判任:54,000(属60人) 庁費:9,600 初度調弁費:9,000 内国旅費:24,000 雑給:39,900(雇員60人、傭人60人) 雑費:1,200
事務費	83,700	83,700	
総計	2,123,250	3,999,978	

②(参考)国及公共団体経費負担額(救護法施行=伴フ一年所要経費概算)[昭5.10.1施行案]

	合 計	国 庫	地 方 費		
			道府県費	市町村費	計
救護費	円 7,235,050	円 3,617,526	円 1,878,937	円 1,738,587	円 3,617,524
生活扶助費	5,407,585	2,703,793	1,396,508	1,307,284	2,703,792
医療費	1,271,660	635,830	336,068	299,762	635,830
助産費	378,505	189,253	100,597	88,655	189,252
生業扶助費	12,800	6,400	3,282	3,118	6,400
埋葬費	164,500	82,250	42,482	39,768	82,250
施設費	196,501	98,251	50,012	48,238	98,250
事務費	107,501	53,751	27,762	25,988	53,750
建設費	89,000	44,500	22,250	22,250	44,500
方面委員費	166,700	83,350	41,675	41,675	83,350
合計	7,598,251	3,799,127	1,970,624	1,828,500	3,799,124
社会局 会費	63,151	63,151	—	—	—
地方 庁費	137,700	137,700	—	—	—
計	200,851	200,851	—	—	—
総計	7,799,102	3,999,978	1,970,624	1,828,500	3,799,124

資料 8 社会政策審議会への諮問事項とその附属資料 (昭 4.7)

編者注) 1. 本資料 8 は、『社会政策審議会関係書類』(綴)(昭4項、未公刊)中に含まれる 2 点の資料である。  
 なお、その目次には、この 2 点に「廃案」等の書込み(墨字)が見られる。  
 2. 原資料は、①は B 5 判の社会局用箋 4 枚にタイプ印書したもので、1 枚目に「秘」の朱印が捺され、「廃案」(墨字)との書入れがある。②は、謄写印刷、B 5 判 30 頁(縦書き)のもので、表紙に「秘」の朱印が見られる。なお、附属資料中の表は、いずれも、原資料では縦書き(漢数字)だが、横書き(洋数字)に直した。

①社会政策審議会=諮問スヘキ事項案 [抄]

[1 枚目(表紙なし)]

社会政策審議会=諮問スヘキ事項案

- 一、失業者救済=関スル件
- 二、労働組合法案=関スル件
- 三、救護法施行=関スル件

[2 枚目]

一、失業者救済=関スル件

[略]

[3 枚目]

二、労働組合法案=関スル件

[略]

[4 枚目]

三、救護法施行=関スル件

諮問第 号

救護法施行=関シ其ノ会ノ意見ヲ諮フ

②諮問事項=対スル附属資料 [抄]

[表紙]

昭和四年七月

社会政策審議会諮問事項=対スル附属資料

社会局

[目次部分]

附属資料目次

○失業者救済=関スル件

[略]

○労働組合法案=関スル件

[略]

○救護法施行=関スル件

一、救護法施行=伴フ一ヶ年所要経費概算

一、救護法施行=伴フ六ヶ月分所要経費概算

一、救護法施行=伴フ三ヶ月分所要経費概算

一、窮民救護費調べ(大正十五年/昭和元年  
度決算額)

一、同 ( ) ( " )

一、院内救助現況(昭和二年調)

[附属資料部分]

救護法施行=伴フ一ヶ年所要経費概算

	総 額	国 庫	地 方 費		
			道 府 県 費	市 町 村 費	計
	円	円	円	円	円
救 護 費	5,407,585	2,703,793	1,396,508	1,307,284	2,703,792
生 活 扶 助 費	1,271,660	635,830	336,068	299,762	635,830
医 療 助 産 費	378,505	189,253	100,597	88,655	189,252
助 産 扶 助 費	12,800	6,400	3,282	3,118	6,400
生 理 業 扶 葬 費	164,500	82,250	42,482	39,768	82,250
計	7,235,050	3,617,526	1,878,937	1,738,587	3,617,524
施 設 費	107,501	53,751	27,762	25,988	53,750
事 務 費	89,000	44,500	22,250	22,250	44,500
建 設 費	196,501	98,251	50,012	48,238	98,250
委 員 費	166,700	83,350	41,675	41,975	83,350
合 計	7,598,251	3,799,127	1,970,624	1,828,500	3,799,124
社 会 局 費	63,151	63,151	—	—	—
地 方 庁 費	137,700	137,700	—	—	—
計	200,851	200,851	—	—	—
総 計	7,799,102	3,999,978	1,970,624	1,828,500	3,799,124

[以下の「附属資料」のうち、同「六ヶ月分所要経費概算」と同「三ヶ月分所要経費概算」の 2 点は、省略]

窮民救護費調 (一) (大正十五/昭和元年度決算額)

区	別	金額
		円
一、国	庫 費	71,280
内訳	恤 救 費	59,880
	棄 児 養 育 米	11,400
一、地	方 費	1,919,685
内訳	「恤救規則」又ハ「棄児養育米給与方」ニ該当スル者	272,196
	右〔上〕ニ該当セザルモノ	1,647,489
	計	1,990,965

窮民救護費調〔二〕 (大正十五/昭和元年度決算額)

種 別	「恤救規則」又ハ「棄児養育米給与方」ニ該当スル者ニ係ルモノ			同上〔左〕ニ該当セザルモノ			合 計		
	道府県費	市町村費	計	道府県費	市町村費	計	道府県費	市町村費	計
養 育 (育 児) 院 費	円 17,951	円 74,019	円 91,970	円 29,190	円 33,114	円 62,304	円 47,141	円 107,133	円 154,274
養 老 院 費	—	49	49	400	4,278	4,678	400	4,327	4,727
救 護 所 費	—	62,401	62,401	1,640	26,906	28,546	1,640	89,307	90,947
無料診療所費 (無料産院乳児院費ヲ含ム)	1,967	116	2,083	44,143	850,594	894,737	46,110	850,710	896,820
収容所外給与費	10,739	74,731	85,470	42,551	377,646	420,197	53,290	452,377	505,667
補 助 及 寄 附 金	19,999	10,224	30,223	130,059	89,275	219,334	150,058	99,499	249,557
其 ノ 他	—	—	—	2,279	15,414	17,693	2,279	15,414	17,693
計	50,656	221,540	272,196	250,262	1,397,227	1,647,489	300,918	1,618,767	1,919,685

院内救助現況 (昭和二年調)

事業種別	現在員	経 費	施設数	事業種別	現在員	経 費	施設数
育 児 事 業	3,591	円 1,420,406	124	病 院	入院実人員 16,407	円 3,193,620	23
公 設	196	611,827	3	公 設	2,913	460,496	2
私 設	3,359	808,579	121	私 設	13,494	2,733,124	21
養 老 事 業	1,646	492,749	53	産 院	7,603	192,878	9
公 設	—	—	—	公 設	5,547	118,581	* 6
私 設	1,646	492,749	53	私 設	2,056	74,297	* 3
窮民救助事業	603	197,807	29	計	24,010	3,386,498	32
公 設	507	179,958	18	公 設	8,460	579,077	8
私 設	96	17,849	11	私 設	15,550	2,807,421	24
計	5,840	2,110,962	206	合 計	—	5,497,460	238
公 設	703	791,785	21	公 設	—	1,370,862	29
私 設	5,137	1,319,177	185	私 設	—	4,126,598	209

備考

- 一、本表中病院及産院ノ外ハ『収容救助施設現況 (昭和二年)』ニ依リ病院及産院ハ内務省衛生局ノ資料ニ拠リタルモノナリ
- 二、養老事業中東京市養育院ハ救助事業ニ算入シタリ
- \* 印ハ、各一ヶ所分経費不詳